

名称

【鳥取市】まちなか振興ビジネス活性化支援事業(鳥取県との連携事業)

施策概要

補助事業を行う商店街組織及び中小企業者等がまちなかを振興する観点で実施する地域課題に対応する事業に要する経費を補助します。

○ 1つ以上の地域課題の解決に資する環境整備を実施するための事業

(1) 商業・サービス機能向上、(2) 生活者・来街者の利便性向上

ア 事業実施主体

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、共同出資会社、事業協同組合、法人化されていない任意の商店街等を構成する団体(定款等により代表者の定めがあり財産管理等が適切に行うことができると市が認めるものに限る。)

イ 補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除きます。)

- ① 事業検討に要する調査研究・実施実験に係る経費
- ② 施設の改修に係る経費
- ③ サービス・システム等の導入に係る経費
- ④ 上記②、③に付随して実施されるPR活動に係る経費

ウ 補助率・補助上限額

2/3(県1/3、市1/3) 6,000千円

○ 2つ以上の地域課題の解決に資する新規出店に係る事業

ア 事業実施主体

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者

イ 補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除きます。)

- ① 店舗改修費
- ② 上記①に付随して必要と認められる広告宣伝費、専門家招聘費

ウ 補助率・補助上限額

2/3(県1/3、市1/3) 6,000千円

※ 地域課題

- ① 少子化、② 高齢化、③ 安全・安心、
- ④ まちなか商業集積の衰退・賑わいの喪失、
- ⑤ デジタル化(キャッシュレス化)、⑥ 地産地消、
- ⑦ その他各地域において広く認識されている固有課題

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課
TEL:0857-30-8282 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1643785261705/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援事業(鳥取県との連携事業)

施策概要

まちなかの自立的・持続的発展に寄与するコミュニティビジネス等の起業に対する取組を支援します。

1.対象事業

まちなか(中山間地域を除く地域)における生活の維持、コミュニティの活性化に資するコミュニティビジネスの起業

※コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組であって、原則として下の要件を全て備える事業をいう。

構成要素	内容
活動の主体	地域住民であること
目的	公共サービスを補完する形で、これまで目を向けられなかった社会や地域の課題を解決すること
活動の特徴	原則、寄附金などの外部資金に頼らず、自らが事業収益を上げながら継続的に課題解決に取り組むこと。

2.対象経費

事業に必要な施設の改修・整備、機器・設備・器具・備品の購入又はリースに係る経費(消費税及び地方消費税を除く)

3.補助率・補助上限額

1/2(県1/3、市1/6)以内 3,000千円

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課
TEL:0857-30-8282
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1333610597012/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】大型空き店舗対策事業

施策概要

中心市街地の賑わい創出と商業活性化を図るため、大型空き店舗対策事業を実施します。

1 商店街テナントマッチング事業

＜実施主体＞鳥取市中心市街地活性化協議会（以下「中活協」という。）

(1) 中心市街地商店街区域にある空き店舗への入居を希望する事業者と商店街関係者との連絡・調整・面談などを行います。

(2) 商店街などによるテナント誘致活動を支援します。

※ 空き店舗情報は中活協のHPをご覧ください。<http://www.tottori-machinaka.com/>

2 大型空き店舗入居促進事業

上記のマッチング事業等により、店舗面積50坪以上の物件に入居が内定した事業者などに対し、店舗活用に要する経費の一部を補助します。

(1) 対象者

商店街、まちづくり会社、テナントその他市長が特に認める者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

ア テナントとして行う業種が小売業、飲食業、サービス業又は市長が適当と認める事業であり当該事業の継続性が見込まれるものであること。

イ 商店街及び中活協と事前に十分協議をし、大型空き店舗に入居するものであること。

ウ 商店街及び中活協と連携し、中心市街地のまちづくりに積極的に協力するものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は補助の対象となりません。

- ① 中心市街地の店舗から大型空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としたもの
- ② 店舗の主たる営業時間が夜間(午後5時から翌日の午前9時までをいう。)のみのもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業を行おうとするもの

(2) 対象経費 店舗賃借料(共益費及び駐車場代を除くものとし、6月分を上限とする。)、
店舗改装費、広告宣伝費

(3) 補助率 3/4

(4) 限度額 3,000千円

問合せ先

・鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課
TEL:0857-30-8282 FAX:0857-20-3947
・鳥取市中心市街地活性化協議会(鳥取市弥生町323-1 パレットとっとり2階市民交流ホール内)
TEL:0857-39-0777

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1211853187274/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】鳥取市企業立地促進補助金

施策概要

企業の新規立地・増設を支援します。

補助対象業種	対象企業	要件		補助率			補助限度額	
		雇用要件	投資額要件	投下固定資産額	初年度賃借料	鳥取市に本社を置く企業への発注額		
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 梱包業 植物工場 自然科学研究所 職員教育施設・支援業 研究開発型事業	新規誘致企業(大企業)	正規雇用者 10人純増	10億円以上	10%	50%	10% (大企業への発注は5%) ※操業後3年間	2億円 (発注額に対する補助は除く)	
	新規誘致企業(中小企業)	正規雇用者 3人純増	3,000万円以上					
	市内企業(大企業)	正規雇用者 10人純増	10億円以上					
	市内企業(中小企業)	常用雇用者 3人純増 雇用維持+付加価値額 4%/年の増加	3,000万円以上					
その他市長が認める業種 (「因幡・但馬麒麟のまち連携 中枢都市ビジョン」における圏 域全体の経済成長のけん引に 向けた課題解決に資する事業 で鳥取市経済観光部が所管す る事業)	新規誘致企業(大企業及び中小企業)	なし	1億円以上			なし	なし	2億円
	市内企業(大企業)		3,000万円以上					
	市内企業(中小企業)		3,000万円以上					
ソフトウェア業 デザイン業 機械設計業	新規誘致企業(大企業及び中小企業)	正規雇用者 5人純増	3,000万円以上					
	市内企業(中小企業)	常用雇用者 3人純増						
情報処理・提供サービス業 インターネット付随サービス業	新規誘致企業、市内企業	常用雇用者 20人純増	3,000万円以上					
農業	会社法人が農業を行うための新増設	常用雇用者 1人純増	1億円以上	20% (旧市域で事業を行う場合、10%)				
特記事項	1. 新規誘致企業とは、鳥取市内に事業所等を有しない企業をいい、市内企業とは、鳥取市内に事業所等を有する企業をいう。 2. 交付申請が可能な期間は、補助金交付対象企業として指定を受けた日から5年以内(ただし、投資額1億円以上の場合は6年以内、投資額10億円以上の場合は7年以内)とする。 3. 当該補助金の申請回数は、平成28年10月1日以降に補助対象企業として指定された回数が10年間で3回を限度とする。 4. 付加価値額とは、次の2通りとする。 ①付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費 ②一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数(小数点以下第2位を四捨五入) 5. 発注額とは、製品製造に係る市内企業への発注、運送費及び製造工程に必要なとされる備品購入等で1社当たり年間50万円以上の発注額とする。							

○データセンター関連事業への支援メニュー

1 補助対象事業	2 補助対象事業区分	3 雇用要件	4 投下固定資産額(※3)	5 補助率	6 補助限度額	7 指定回数制限
主にデータセンター事業の用途に供する施設等を建設し、専らデータセンター事業者に対して賃貸する事業(※1)	新設増設(※2)	なし	10億円以上	投下固定資産額×1/10	2億円	—
主にデータセンター事業の用途に供する施設等を自らが所有して行うデータセンター事業		常用雇用者 3人純増				1回
データセンター事業の用途に供する施設等を賃借して行うデータセンター事業		常用雇用者 2人純増	5億円以上 (ただし、償却資産に限る。)			投下固定資産額×1/10 (ただし、償却資産に限る。)
備考 ※1 建設した施設においてデータセンター事業者が1社以上入居した実績があること。 ※2 施設及び償却資産等の更新にとどまる事業を除く。 ※3 第2条第3号エに定める費用を除く。						

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課 TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1491814907296/index.html>
 鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金

施策概要

情報処理・提供サービス事業者の新規立地・増設を支援するため、鳥取市内での情報通信関連企業の開設・移転・増設後の事業で生じる経費を補助します。

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 補助対象期間
(1)市内企業支援メニュー 情報通信関連企業のオフィスを設置し、又は事業を拡張することにより、雇用を創出する事業	自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、インターネット付随サービス業又は研究開発型事業を営む事業者であり、かつ常用雇用者5名の雇用を創出する者	借室料	6分の1	5,000千円/年	最大5年間
	情報処理・提供サービス業を営む事業者であり、かつ常用雇用者20名の雇用を創出する者			10,000千円/年	
(2)小規模立地支援メニュー 小規模なオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が2名以上いること。		4分の1	2,000千円/年	最大2年間
(3)中規模以上立地支援メニュー 中規模以上のオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が5名以上いること。	4分の1	5,000千円/年	最大5年間	

※既に市内で当該事業を営む者が事業を拡張する場合は、この要綱が適用される初回の拡張事業を補助の対象とする。

※別表第6欄の期間は、雇用要件を達成してからの年数とする。

なお、(2)と(3)を併用する場合の対象期間は、(2)(3)合わせて最大5年間とする。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課
TEL:0857-20-3223
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1491814907296/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】再エネ・省エネ設備導入補助金

施策概要

燃料費や電気代高騰の影響を受けている中小企業者による再生可能エネルギー発電による自家消費や省エネ設備への更新によるエネルギーコストやCO2排出量の削減を行う取組を支援します。

補助対象事業	補助対象事業区分	補助対象設備	補助対象経費	補助率		限度額					
エネルギーコストやCO2排出量の削減に資する事業	(1)再エネ設備等の新增設	太陽光、風力、水力、バイオマス等を利用して発電する設備、蓄電池、充電設備	<ul style="list-style-type: none"> 調査費 設備費 設置工事費 設備処分費 賃借料 	1/3		500万円					
	(2)高効率な省エネ設備への更新	高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ、高効率変圧器、冷凍冷蔵設備、高効率照明、など									
	(3)電気自動車のリース、レンタル導入	社用車として又は従業員通勤用に貸与するために導入するリース及びレンタル車両		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>再エネ設備所有あり</th> <th>再エネ設備所有なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社用車</td> <td>3/5</td> <td rowspan="2">1/3</td> </tr> <tr> <td>従業員通勤用</td> <td>3/4</td> </tr> </tbody> </table>		再エネ設備所有あり	再エネ設備所有なし	社用車	3/5	1/3	従業員通勤用
	再エネ設備所有あり	再エネ設備所有なし									
社用車	3/5	1/3									
従業員通勤用	3/4										

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課 TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1706686085683/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】オフィス移転・新設支援事業補助金

施策概要

鳥取市内へのオフィス移転・新設を行う又は検討している企業に対して、移転・新設に要する経費等の一部を補助します。

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
(1)成長産業事業応援メニュー 今後成長が期待される分野(※)についてオフィスを本市内に移転・新設する事業または設置を前提として行う事業	次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者 (1)市外から市内へのオフィス移転・新設を検討しており、指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していない事業者 (2)指定申請日時点で本市内に事業所等を移転・新設し1年以内の事業者	事業の実施に必要な経費(設備購入費、賃借料、通信費、委託費、調査費、光熱費等) ※人件費は除く。	4分の1	1,500千円
(2)小規模立地支援メニュー 小規模なオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が2人以上いること。	テナント改修、設備等の購入及びオフィスの移転に要する経費	3分の1	2,000千円
(3)中規模以上立地支援メニュー 中規模以上のオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が5人以上いること。		2分の1	5,000千円

(※)今後成長が期待される分野は、以下に挙げる産業に関連する分野とする。

次世代自動車関連産業、宇宙関連産業、GX・DX関連産業、IT関連産業、食品関連産業、医療・バイオ産業、まちなかでの賑わい創出に資すると認められる産業

なお、同一企業による同一の補助メニューの利用は一回限りとする。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課
TEL:0857-20-3225 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1595238510137/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】とっとりまちづくりファンド 鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～

施策概要

地域活力や拠点性を高めることが期待されるエリアで遊休不動産を活用する民間まちづくり事業を支援し、エリア価値向上および事業創出の促進を図ります。

【対象者】

(ファンド・融資共通)起業・創業、第二創業、新分野進出する法人・個人事業主
※ ただし、ファンドについては個人事業主は対象外

【対象事業】

遊休不動産のリノベーションなど施設の整備に関わる事業を原則として、働・遊・学・住などに関連するコンテンツを整備・運営するもののうち、まちの魅力の向上に資する事業を対象とする。

【投資内容】

(とっとりまちづくりファンド有限責任事業組合)

設立日:2019年2月1日

ファンド運用期間:2033年1月31日まで

ファンド総額:8,000万円

出資者(組合員):鳥取市、株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫

対象企業が発行する株式の取得により、当該ファンドから投資する。

資金使途:設備資金

投資形態:対象企業が発行する株式の取得

投資規模:1社に対する投資上限額は原則2,000万円

投資期間:1社に対する投資期間は原則10年

【融資内容】

鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～

取扱期間:2018年11月1日～2026年3月31日

融資限度額:3,500万円

融資期間:10年以内(据置1年以内を含む。)

融資利率:0.5%(変動金利)

信用保証:保証協会保証付融資又は取扱金融機関プロパー融資での取扱い

取扱金融機関:株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課

TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1541055148581/index.html>

鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】ふるさと産業規模拡大等事業費補助金

施策概要

ふるさと産業について、既存事業拡大に伴う設備導入を行う事業並びに新たに開発した商品の製造及び販売を行う事業に対して支援します。

本補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に掲げる経費のうち、別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げるものとします(消費税及び地方消費税は除く。)

別表第1

区分	適 要
謝金	専門謝金
旅費	専門家招待旅費
原材料費	新商品開発の試作における原材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置費	機械装置・工具器具・什器の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費、当該設備導入に関わる構築物の工事費(設計料を含む。)
外注加工費	外注加工に要する経費(補助対象経費の総額に占める外注加工費の割合が4割を超えないものとする)
委託費	ホームページ開設を業者に委託する場合の経費、商品の品質調査・成分分析などに要する経費、意匠、商標及び工業所有権等知的財産権の取得に要する委託経費、マーケティングリサーチに要する経費
広告宣伝費	広告費及び印刷製本費(パッケージ等のデザイン料を含む)
雑費	消耗品費、通信運搬費

別表第2

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額 (万円)
区分	内容			
規模拡大型 事業	生産ライン又は販売所の拡充、整備等の既存事業拡大のための設備導入を行う事業 (販売所は、製造所と同一の敷地内にあるもの又は隣接するものに限る。)	謝金、旅費、機械装置費、外注加工費、委託料、雑費	1/2	200
新商品開発 型 事業	ふるさと産業を活用した新商品の製造及び販売促進を行う事業	謝金、旅費、原材料費、機械装置費、外注加工費、委託料、広告宣伝費、雑費	2/3	50

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課
TEL:0857-30-8282 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1524296150687/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】小規模事業者経営改善資金利子補助金

施策概要

日本政策金融公庫から経営改善資金融資及び、生活衛生改善資金融資(以下「対象融資」という。)を受けた小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため利子補助を行います。

●補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1)市内に住所又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる者であって、平成25年4月1日から令和7年3月31日(生活衛生改善資金融資については平成27年4月1日から)までの間に、日本政策金融公庫で対象融資の実行を受けた者
- (2)市税等(納期限の到来しないものを除く。)の滞納のない者

●補助対象期間

当該融資の償還が開始された日の属する月の翌月初日から起算して2年を限度とする。

●補助額

補助対象者が支払った対象融資に係る利子の2分の1に相当する額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該融資の元本の返済の遅延利子は対象外になります。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課
TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1591617459057/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】事業承継推進補助金

施策概要

市内中小企業の事業承継推進及び経営の安定を図るため、事業承継を支援する資金融資を受けた者の利子負担の軽減を行います。

●補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 市が県と協調して中小企業者を対象に行う事業承継支援資金融資及び日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う事業承継・集約・活性化支援資金融資(個人企業・小規模企業向けに限る。)を、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に鳥取市内の事業を承継することを目的として受けた者
- (2) 市税等(納期限の到来しないものを除く。)の滞納のない者

●補助対象期間

最長7年間

●補助額

補助対象者が支払った対象融資に係る利子の3分の2に相当する額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

ただし、当該融資の元本の返済の遅延利子及び損害金は対象外とする。

本補助金の単年度当たりの限度額は、10万円とする。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課
TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1653009250424/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】第三者承継支援補助金

施策概要

鳥取市内に事業所を置く中小企業等が、専門機関等（中小企業庁が実施するM&A支援機関登録制度に登録された登録FA・仲介業者）と自社の第三者継承先を探すための支援を受けるために契約を締結した際に生じる費用の一部について支援します。

● 補助対象経費

専門機関への委託費用・仲介手数料・アドバイザー費用のうち、成功報酬

● 対象要件

株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）の引き継ぎを受けること

（店舗や設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ場合は対象外）

● 補助額

対象経費の1/5（限度額：100万円）

※国・県など他の制度との併用不可（鳥取市事業承継推進補助金（利子補助）は併用可能）

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課

TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1591617459057/index.html>

鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】中小企業等奨学金返済支援事業

施策概要

市内企業の人材確保の促進及び若年者の早期離職の防止を図るため、従業員の奨学金返済を支援する制度を設けている事業者に対して、その制度に基づき支給する手当等の一部を補助します。

1 対象者

中小企業者又は中小企業者と同程度の従業員規模であって、鳥取市内に主たる事業所を置く社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、公益法人等もしくは協同組合等のいずれかに該当し、従業員の奨学金返済を支援する制度を設ける事業者。

なお、支援対象従業員は、補助対象事業者に勤務し、以下の全てを満たす者。

- (1) 補助金交付申請日において、雇用期間の定めがなく、補助事業者において正職員として勤務していること。
- (2) 申請日の属する会計年度の4月1日において、採用の日から起算して8年を経過していないこと。
- (3) 申請日において、奨学金を返済中であるか、返済予定が確定していること。
- (4) 奨学金について、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金等、他団体から返済支援を受けていないこと。
- (5) 補助事業者が個人事業主である場合においては、当該個人事業主と生計を一にしている親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められるものを除く。
- (6) 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

2 補助期間

補助対象事業者に採用された日の属する月から起算して、96か月までとします。

なお、転職等により、以前勤務していた中小企業で本制度の対象となっている場合は、その期間を通算します。

3 補助金額

年8万円を補助上限とします。ただし、対象従業員に対する手当支給額の2分の1が8万円を下回るときは、手当支給額の2分の1に相当する額とします。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課
TEL:0857-30-8284 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1557893408404/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】キャッシュレス決済導入促進事業補助金

施策概要

鳥取市の消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を図るため、新たにキャッシュレス決済を始める事業者に対し、導入・運用に係る経費の一部を支援します。

1 対象者

鳥取市に事業所を有する次の各号の要件を満たす事業者

- (1) 消費者と対面で金銭の授受を行う事業者
- (2) キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結し、鳥取市内の事業所でキャッシュレス決済を導入及び運用するもの

2 対象事業

- (1) 補助対象者がキャッシュレス決済を導入し、運用を行う事業とする。
- (2) 補助対象事業は、本補助金の交付決定後に着手し、本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の1月末日まで(令和5年度中に本補助金の交付決定を受けた場合は、令和7年1月末日まで)に完了しなければならない。

3 対象経費

科目	備考
キャッシュレス決済端末及び附属品の購入に係る経費	キャッシュレス決済端末本体機器(タブレット、スマートフォン等)、附属品(暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触用リーダライタ、バーコードリーダ等)、設置費用、インターネット回線の開設に要する工事費 ※リース及びレンタル料に係る経費、割賦支払いによる経費、その他キャッシュレス決済導入に必要と判断できないものは含まない。
キャッシュレス決済に要する手数料	キャッシュレス決済を導入した月から連続する6月分を上限とする。 ※月の中途からキャッシュレス決済を導入した場合、1月未満の部分を1月分とする。

4 補助率

対象経費の3分の2

5 上限額

10万円

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課
TEL:0857-30-8284 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1705292656521/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】鳥取市リモートワーカー等外部人材活用補助金

施策概要

市内事業者のデジタル人材の確保を図るため、リモートワーカーなど外部人材の活用に必要な経費の一部を補助します。

1 対象者

鳥取市内に本店、支店その他の事業所を置く事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業者又は小規模企業者

イ 社会福祉法人、医療福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合等）又は有限責任事業組合（LLP）

(2) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

2 対象事業

次に掲げるいずれかに該当する事業とする。

(1) とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアムが実施する「とっとりリモートワーカー育成・実践事業」又は鳥取市男女共同参画課が実施する「女性デジタル人材育成事業」を通じて育成された人材の活用

(2) 専門的支援を受けて行う外部人材活用に向けた業務プロセスの分析や見直し

3 対象経費

補助対象事業の実施に要した費用のうち報償費、役務費、委託料など（消費税及び地方消費税を除く）

4 補助率・補助上限額

1/2（補助上限額300千円）

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課
TEL:0857-30-8284 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1687312899831/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【鳥取市】企業自立サポート融資(制度融資)

施策概要

中小企業者を支援するための融資制度です。

〈市町村単独の制度〉

鳥取市中小企業経営安定化資金	経営安定のために必要な資金の融資
鳥取市「地産地消の店」支援資金	「地産地消の店」の店に認定された飲食店等の経営に必要な資金の融資

〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を活用した資金の融資
企業自立化支援資金	一般的な事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
取引安定化対策資金	取引先の倒産や取引縮小等により必要な運転資金の融資
経営安定支援借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
再生支援資金	事業再生のために必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画(BCP)等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金(大型投資)	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
バイオ産業支援資金	染色体工学技術を活用した事業開発に必要な資金の融資
経営安定事業継続支援資金	当面の返済負担を軽減するための期日一括返済型の融資
コロナ克服特別借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資

〈申込窓口・連絡先〉

- 鳥取商工会議所 中小企業相談所 電話:0857-32-8005
- 鳥取県東部商工会産業支援センター 電話:0857-30-3009
- 鳥取県東部西商工会産業支援センター 電話:0858-85-6511
- 鳥取県商工会連合会 電話:0857-31-5555(代表)
- 鳥取県中小企業団体中央会 電話:0857-26-6671(代表)

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課
TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

本事業掲載ページ <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1289366913537/index.html>
鳥取市ホームページはこちら <https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

【米子市】産学官・医工連携しごとの種(シーズ)づくり 支援事業補助金

施策概要

市内の中小企業者、協同組合等及び生産者団体(以下、中小企業者等とします。)と県内の学術機関又は医療機関とが連携し、新たな事業活動を創出するための研究開発・調査等に要する費用の一部を支援します。

【支援内容】

中小企業者等と学術研究機関又は医療機関とが連携して行う、研究開発や調査等に対し、その取組に必要な経費を支援します。

【補助率】

事業費の3/4

【補助上限額】

200千円

【主な補助対象経費】

①原材料費 ②機械装置購入費 ③外注経費 ④技術指導受入費 ⑤共同研究費
⑥市場調査費 ⑦印刷製本費 ⑧広告宣伝費 ⑨旅費 等

【事業期間】

交付決定日より12ヶ月以内

【その他】

同一の事業に対し、1回限りの交付とします。

問合せ先

米子市経済部 経済戦略課産業・雇用戦略室
TEL:0859-23-5224
FAX:0859-22-6106

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/19931.htm>

名称

【米子市】米子市企業立地促進補助金

施策概要

米子市内において、工場又は事業所の新設、増設又は移転を行う企業に対して、下記のとおり補助金を交付します。

補助対象、経費	投下固定資産額
補助対象額 算定方法	①投下固定資産額×5% (新規進出、本社機能移転による5%の加算あり。※最大15%) ②初年度リース料×50% ※上限額1億円 (土地取得、新規進出、本社機能移転が伴う場合は上限2億円 となります。)
補助申請	事業開始から3年以内
要件	① 雇用 中小企業:1人以上 大企業:3人又は5人以上 ② 投資額 中小企業:3,000万円以上 大企業:1億円以上
対象業種	製造業及びこれに類する事業、道路貨物運送業、自然科学研究所、情報処理・提供サービス業、事務管理業務、職員教育施設・支援業、コンテンツ関連事業並びにソフトウェア業、デザイン業、機械設計業等の研究開発型事業

(注)この補助金は、事前に補助対象企業の指定を受ける必要があります。

問合せ先

米子市経済部 経済戦略課企業立地推進室 TEL:0859-23-5212

米子市経済部 商工課商工振興担当 TEL:0859-23-5217 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

名称

【米子市・境港市】中海・宍道湖・大山圏域市長会 海外商談会参加等支援補助金

施策概要

外国人観光客の誘致及び自社製品、技術等の海外への販路の開拓に向けた自主的な取組を支援します。

補助対象経費	海外で開催される観光及び物産に関する商談会等へ参加するために要する経費の一部を補助します。 (商談会等へ参加するための経費とは、商談会において、見本商品・カタログなどを展示するブース出展をはじめ、商談のみ目的とした参加も含まれます。)
補助率	補助対象経費の1/2 補助上限額: 10万円 を原則とし、以下にあてはまる場合は①の補助率、補助上限額とします。 ①韓国、中国、台湾及びインド国内での商談会等へ参加する場合 補助率2/3 補助上限15万円 ※他制度併用の場合は、他制度で補助対象となっている経費は市長会補助金の対象経費としない

問合せ先

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局
TEL:0852-55-5056
FAX:0852-55-5058

米子市 経済部 商工課
TEL:0859-23-5217
FAX:0859-23-5354

境港市 産業部 水産商工課
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局
TEL:0852-55-5056
FAX:0852-55-5058

詳しくはこちら

<https://www.nakaumi.jp/>

名称

【米子市】小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金又は生活衛生関係営業経営改善資金(以下「交付対象資金」という。)の融資の実行を受けた小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため利子補助を行います。

■補助対象期間

交付対象資金の利子の支払いが開始された日の属する月から起算して36か月間とする。

■補助額

支払った交付対象資金の利子(当該交付対象資金の貸付けに係る元本の返済が遅延したことに伴って生じた増額部分を除く。)の額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額)とする。

問合せ先

米子市経済部 商工課商工振興担当
TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/17823.htm>

名称

【米子市】台湾台北市販路開拓支援補助金

施策概要

地産外商の促進による市内中小企業者の発展と産業の活性化を目的として、中海・宍道湖・大山圏域市長会で交流を進めている台湾台北市に重点を置き、新たに台北市への販路開拓・事業展開のための取組を行う市内中小企業者等を支援します。

【対象事業】

自社の製品、サービス等について、新たに台湾台北市への販路の開拓又は事業の展開を目的として行なう商談、販売促進活動等の取組

【補助対象経費】

委託費(補助対象事業を実施するために必要となるコーディネーター等のコンサルティング料、現地での通訳費など)
旅費(中海・宍道湖・大山圏域市長会が企画する台湾台北市への現地視察、市場調査等を伴う一連の日程に従って実施される旅行に参加する場合の旅費。現地宿泊費及び交通費に限り、食費及び日当を除く。)

【補助率】

委託料 2分の1
旅費 10分の10

【補助上限額】

委託料 15万円
旅費 5万円

問合せ先

米子市経済部 商工課商工振興担当
TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/35968.htm>

名称

【米子市】米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金

施策概要

米子市内において、事業所の新設、増設又は移転を行う企業に対して、下記のとおり補助金を交付します。

<企業立地事業補助金>

補助対象、経費	投下固定資産額
補助対象額 算定方法	①投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)の15% ②初年度リース料の50% ※限度額…①+②の合計1億円(当該企業が誘致企業であつて、かつ、新たに事業所を建設する者であるときは、2億円)
補助申請	新增設事業の完了の日から3年以内
要件	①雇用 20人以上 ②投資額 3,000万円以上
対象業種	情報処理・提供サービス業、コールセンター業務、事務管理業務、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又はインターネット附随サービス業に属する事業

<雇用事業補助金>

補助対象額 算定方法	事業所の借室料の1/6を5年間 ※限度額…1,000万円/年
補助申請	新增設事業の完了の日から3年以内
要件	①雇用 5人以上
対象業種	情報処理・提供サービス業、コールセンター業務、事務管理業務、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又はインターネット附随サービス業に属する事業

(注)当補助金は、事前に補助対象企業の指定を受ける必要があります。

問合せ先

米子市経済部 経済戦略課企業立地推進室
TEL:0859-23-5212

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/6056.htm>

名称

【米子市】企業自立サポート融資(制度融資)

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度です。

〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を活用した資金の融資
企業自立化支援資金	一般的な事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
取引安定化対策資金	取引先の倒産や取引縮小等により必要な運転資金の融資
経営安定支援借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
再生支援資金	事業再生のために必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画(BCP)等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金(大型投資)	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
バイオ産業支援資金	染色体工学技術を活用した事業開発に必要な資金の融資
経営安定事業継続支援資金	当面の返済負担を軽減するための期日一括返済型の融資
コロナ克服特別借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資

〈申込窓口・連絡先〉

- 米子商工会議所 産業振興課 TEL:0859-22-5131
- 鳥取県西部商工会産業支援センター 経営支援課 TEL:0859-37-0085
- 米子日吉津商工会 TEL:0859-56-2700

問合せ先

米子市経済部 商工課 TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/9175.htm>

名称

【米子市】よなご住んで楽しいまちづくりファンド

施策概要

米子市の中心市街地や皆生温泉などの地域において、空き家・空き店舗などの遊休不動産の利活用を通じて、地域に賑わいを創出する事業を支援することで、まちの魅力向上につなげることを目的としています。

【対象事業】

遊休不動産の利活用に関わる事業を原則として、地域の活性化につながる新たな賑わいを創出し、魅力向上に資する事業。

【対象地域】

- ・米子市中心市街地エリア(米子駅～商店街～角盤町、米子城跡・城下町エリア)
- ・皆生温泉エリア ・米子港周辺エリア ・淀江エリア

【投資内容】

設立日:2022年2月1日

ファンド運用期間:2036年1月31日

ファンド総額:8,000万円

出資者(組合員):米子市、株式会社鳥取銀行、米子信用金庫

対象企業が発行する株式の取得により、当該ファンドから投資する。

資金用途:設備資金およびそれに付随する運転資金

投資規模:1社に対する投資上限額は原則2,000万円

投資期間:1社に対する投資期間は原則10年

問合せ先

米子市経済部 商工課商工振興担当

TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/item/45828.htm#itemid45828>

名称

【米子市】地域総合整備資金(ふるさと融資)

施策概要

米子市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金を融資します。

【貸付対象費用】

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料)

【貸付額】

- 貸付対象事業一件当たりの貸付額は300万円以上とし、10億5,000万円を限度とする。
- 貸付対象事業一件当たりの上記(1)(2)に対する貸付額は、当該貸付対象事業の費用から国庫補助金等の額を控除した額(ただし、用地取得費は設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として費用に算入することができる。)の35%を限度とする。
- 定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業については、上限額を16億8,000万円とします。

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

20年(5年以内の据置期間を含む。)以内

問合せ先

米子市経済部 商工課商工振興担当 TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

名称

【米子市・境港市】中海・宍道湖・大山圏域ものづくり.net事業

施策概要

圏域内の製造業の各企業の製品や技術、設備などの企業情報を収集し、インターネット上で公開し、受発注のビジネスチャンスにつなげてもらうためのデータベースです。

1 中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業実行委員会とは

中海・宍道湖・大山圏域にある米子市、境港市、鳥取県西部町村、松江市、出雲市及び安来市(圏域という。)の行政・商工団体に組織され、広域連携による製造業等の産業振興に資する事業(以下「圏域連携事業」という)を実施することにより、圏域内企業の連携や交流を促進し、圏域経済の活性化を図ることを目的としています。

2 中海・宍道湖・大山圏域ものづくりネット事業

ア 事業内容

①圏域内ものづくり企業の基礎データを収集し、企業情報データベースを作成します。データベースをインターネット上へ公開することで圏域内での受発注、圏域内企業の連携による共同開発、共同受注などの創出を図ります。

②実行委員会事業として圏域外へのサイトの広報を行い、圏域外企業からの受発注等の問合せ等の機会を創出を図ります。

イ 企業情報の掲載については、圏域内の企業となります。

ウ サイト掲載にかかる企業負担は無料です。

【申込み】

掲載については、圏域内各商工会議所及び商工会までお問い合わせ

問合せ先

米子市経済部 商工課商工振興担当 TEL:0859-23-5217
(<http://www.city.yonago.lg.jp/7493.htm>)
境港市産業部 水産商工課 TEL:0859-47-1056
米子商工会議所 TEL:0859-22-5131
境港商工会議所 TEL:0859-44-1111
鳥取県西部商工会産業支援センター TEL:0859-37-0085

詳しくはこちら

<http://www.na-s-da.net/>

名称

【米子市・境港市】中海圏域就業連携事業

施策概要

新規学卒者に対して、中海圏域の企業の就職情報などを提供して、若者の定住促進を図ります。

(1) 圏域連携の学生向け就業関連イベントの開催
・協議会構成自治体の出身者が多く進学するエリア(関西圏、山陽圏)で圏域内就職のきっかけとなるイベントを開催する。

(2) 圏域版オープンカンパニーの開催
・高校生や大学生、一般求職者を対象とする圏域内企業のオープンカンパニーを開催し、圏域内企業への就業を促進する。

(3) しまね大交流会への参画
・しまね大交流会に参画し、参加する多数の大学生等と圏域内企業との接点をつくり、圏域内企業のPR機会を確保し、圏域内企業への興味関心を引き出す。

(4) 企業への情報提供及び情報収集
・就業支援コーディネーターによる企業訪問を行い、上記(1)～(3)で収集した学生や求職者の声や就職に関する意識や動向を情報提供する。
また、併せて企業向けアンケート調査や雇用状況のヒアリングを行い、求職者と企業双方の動向を踏まえて当協議会事業の活動へ反映できる体制を構築する。

(5) 関係機関との連携
・上記(1)～(4)の事業について、公益財団法人ふるさと島根定住財団、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構および島根労働局、鳥取労働局等の関係団体と情報発信や就業支援の活動において連携して取り組む。

(6) 情報発信
・中海圏域内の企業の魅力を発信するサイト「エレクト」を運営し、IJUターンや学生などの圏域内企業への就職や定住促進を図る。

問合せ先

米子市経済部 経済戦略課産業・雇用戦略室 TEL:0859-23-5224
境港市産業部 水産商工課商工振興係 TEL:0859-47-1056

詳しくはこちら

<http://s-ct.jp/>

名称

【米子市】米子市企業立地促進課税免除制度

施策概要

米子市内における企業立地の促進を図るため、「鳥取県地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」、「米子流通業務地区における企業立地」、「崎津アミューズメント施設用地における企業立地」に伴う固定資産税の課税を免除します。

(1)「地域経済牽引事業促進法」に定められた課税免除の規定に該当する企業立地

【課税免除対象施設】

(ア)当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)

○家屋については、対象となる部分の延べ床面積が対象施設全体(共用部分は除く)の延べ床面積の2分の1以上を占めるもの。

○構築物については、対象となる部分の取得価額がその構築物全体の取得価額の2分の1以上を占めるもの。

(イ)敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に家屋又は構築物の建設の着手したものに限り。)

(ウ)かつ、上記、家屋、構築物、土地の取得価額が1億円(農林漁業及びこれに関連する製造業は5,000万円)を超えるもの。

【対象施設の適用期間】

地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意の日(平成29年9月29日)から令和6年度末までに設置された施設

(2)米子流通業務地区における企業立地

【対象となるもの】

対象者が、新たに取得した土地(ただし、その取得日から起算して3年以内に家屋又は構築物の建設を着手したものに限り。)及び新設する建物並びに施設新設に係る償却資産。

【対象施設の適用期間】

米子市が分譲する全ての区画に企業立地が完了するまで。

【課税免除の期間】

当該施設において事業を開始した日以後最初に到来する賦課期日によって固定資産税を賦課することとなる年度から3年度分。※当該地区内の土地を購入し、かつ、流通業務施設を立地する場合は、課税免除のほか、雇用促進補助金(30万円/人)の交付を受けることができます。

(3)崎津がいなタウン

【対象となるもの】

対象者が新たに取得した土地(ただし、その取得日から起算して3年以内に家屋又は構築物の建設を着手したものに限り。)及び新設する建物並びに施設新設に係る償却資産。

(ただし、ギャンブル施設等を立地する者を除く。)

【対象施設の適用期間】

施設用地内に企業立地が完了するまで。

【課税免除の期間】

当該施設において事業を開始した日以後最初に到来する賦課期日によって固定資産税を賦課することとなる年度から3年度分。

問合せ先

米子市経済部 経済戦略課企業立地推進室 TEL:0859-23-5212

詳しくはこちら

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

名称

【倉吉市】倉吉市企業立地促進補助制度

施策概要

工場、事業所等の新・増設事業を行う企業に対して補助金を交付します。

補助対象企業	製造業 本市の経済の活性化に寄与するものとして市長が認める業種				自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、研究開発型企業	情報処理・提供サービス業(コールセンター業を除く。)	
	常時雇用労働者数30人未満の企業に限る						
補助要件	投資額	10億円超	1億円超	5000万円超	3000万円超	3000万円超	3000万円超
	増加常時雇用労働者数	10人以上	5人以上	3人以上	3人以上	10人以上	5人以上 20人以上(パートタイム含む)
投資に対する補助	補助金額	投下固定資産額×3%					
	限度額	3,000万円	1,500万円	300万円	—	3,000万円	1,500万円 600万円
	市長特認事項	<p>下記要件に該当する事業で、本市地域経済の発展に著しく寄与する工場等であると市長が認める場合は、投下固定資産額の2%を限度に加算することができる。 加算後の投下固定資産額に対する補助金の合計の限度額は1億円とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本社機能移転事業(大都市圏からの本社機能移転に伴う事業) ② 国内回帰事業(海外工場等の全部または一部の市内への移転に伴う事業) ③ 成長戦略分野推進事業(鳥取県産業振興未来ビジョンにおいて戦略的推進分野として位置づけられた事業) ④ 新分野展開事業(市内に本社を有する中小企業が行う、提供する製品等が新たな市場を獲得すると見込まれる事業) ⑤ 製造、開発等を集約する拠点事業 ⑥ 著しい雇用増を伴う事業 					
事業認定時期	工場等の新設または増設の着手までに企業立地促進事業の認定を受けること。						
交付申請時期	企業立地促進事業が完了した日から1年以内に行うこと。企業立地促進事業の一部が完了した場合において要件を満たすときは、1年度につき1回(全部が完了する予定の年度にあっては2回)、当該事業の完了部分に係る補助金の交付申請をすることができる。						

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【倉吉市】倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金

施策概要

市内の中小企業等が各種展示商談会に商品等を出展し、商品等を紹介するときに要する費用を補助します。

対象事業

展示商談会を活用し、商品、製品又は技術を展示し、又は紹介する事業
※ただし、一般消費者への販売促進を主たる目的とするものは除く。

対象経費

出展料、賃借料、広告費、印刷製本費、消耗品費、展示商品搬送費、交通費、宿泊費等

補助金額

対象経費の2/3以内の額(1件あたり20万円が上限)

補助対象件数

年間10件予定

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【倉吉市】就職説明会等参加・開催事業費補助金

施策概要

市内に本社又は事業所等を有する中小企業が、従業員を正規雇用することを目的に就職説明会等へ参加・開催する費用の一部を補助します。

【事業概要】

○県外説明会参加枠

概要：正規雇用を目的に県外で行われる就職説明会等へ参加する経費を補助

補助対象経費：参加費 出展料 交通費 宿泊費

○市内説明会開催枠

概要：正規雇用を目的に市内で説明会・企業見学会等を開催する経費を補助

補助対象経費：使用料・賃借料、委託料(会場設営に関するもののみ)

【補助率・補助上限】

補助率1/2・補助上限50,000円

※「市内説明会参加枠」において、複数の事業者が連携し共同事業として申請の場合は、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額(50,000円)×連携中小企業数の金額(但し、200,000円を上限)とする。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【倉吉市】移住就職者家賃支援事業費補助金

施策概要

市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者への就職を機に、転入した者の賃貸住宅の家賃の一部を企業を介して、最長1年間補助。

○補助対象

市内の中小企業のうち、移住就職者を正規雇用し、この補助金を活用して移住就職者に家賃補助を行う者

※移住就職者

・市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日間市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

ア 転入前又は転入後90日以内に市内の企業に就職したこと

イ 試用期間のある場合は試用期間開始から概ね1年以内に正社員として就職したこと

ウ 申請の時点での年齢が18歳以上であること

エ 申請の時点で本市に住民票を有しており、その後継続して1年以上本市に居住する意思を有すること

オ 賃貸住宅の名義人であること

カ 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等の学生、公務員、独立行政法人の職員・役員でないこと

キ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと

ク 世帯員の全員に市税等の滞納がないこと

ケ 他の世帯員が過去に企業を介して本補助金の交付を受けておらず、又は受けようとする者でないこと

○補助対象経費

補助事業者が正社員として雇用する移住就職者の居住する賃貸住宅の家賃の1/2

(この補助金とは別に企業から住宅手当等がある場合は、それを除いた額の1/2)

○補助限度額

移住就職者1人の家賃 10,000円/月

○補助金額

「補助対象経費」と「補助限度額」のいずれか少ない額×12ヶ月分
(1人あたり1年間で最大120,000円)

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【倉吉市】インターンシップ支援事業費助成金

施策概要

市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者へインターンシップを行う学生の負担を軽減するために、インターンシップ参加に要した費用の一部を助成します。

○助成対象

市内企業にインターンシップを行った大学生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等

○助成対象経費

宿泊費・交通費

○助成内容と助成上限額

宿泊費・交通費の1/2、15,000円

※市内在住学生と市外在住学生では、対象経費が異なりますので詳細は市ホームページをご確認ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【倉吉市】経営者チャレンジアップ支援事業費補助金

施策概要

市内事業者における事業継続や経営改善、人材確保等に資する取組を支援します。

◆事業概要

市内事業者が行う「事業承継^{※1}」、「経営改善^{※2}」、「新分野展開^{※3}」、「人材確保^{※4}」に資する取り組みを支援。

※1 事業承継:親族や従業員、第三者等へ事業を引き継ぐこと

※2 経営改善:経営に関する専門家等の指導のもと、経営状況の改善を図る取り組み

※3 新分野展開:新たな製品等の製造・開発(過去に製造等した実績がないこと若しくは性能又は効能が定量的に異なること)や、新たな市場(既存事業において対象としていなかったニーズや属性を持つ顧客層を対象とする市場)への進出による売上拡大を目指した取り組み

※4 人材確保:正規雇用を目的とした求人情報サイトへの情報掲載等の人材確保に関する取り組み

◆補助率・補助上限

補助率2/3、上限300,000円

◆補助対象経費

【事業承継】

(ア)事業承継・M&A時の専門家活用等に係る事業

- ・ 謝金・交通費・宿泊費
- ・ 委託費
- ・ システム利用料

(イ)事業承継・M&A後の設備投資・経営革新等に係る事業

- ・ 店舗等改修費
- ・ 設備費
- ・ 謝金・交通費・宿泊費
- ・ 委託費

(ウ)事業承継・M&A後の販路開拓に係る展示会等への出展事業

- ・ 出展料・借上料
- ・ 交通費・宿泊費
- ・ 展示会等へ参加する際の交通費及び宿泊費
- ・ 広報費
- ・ 搬送費・郵送費
- ・ 消耗品費

【経営改善】

- ・ 店舗等改修費
- ・ 設備費
- ・ 謝金・交通費・宿泊費
- ・ 広報費
- ・ 委託費

【新分野展開】

- ・ 店舗等改修費
- ・ 設備費
- ・ 謝金・交通費・宿泊費
- ・ 広報費
- ・ 委託費

【人材確保】

- ・ 掲載料
- ・ 報償費

※詳細は市HPをご確認ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【倉吉市】移住就職者奨学金返還支援事業費助成金

施策概要

市内企業への就職を機に本市へ移住した35歳未満の方の奨学金返還を最大8年間支援します。(補助上限無し!)

【補助対象者】

令和5年4月1日以降に市内の事業所に正社員として就職した移住就職者^{*}の内、本助成金の交付認定を受けた者。

Uターン就職者も、転入の前90日間以上市外に住所を有していた場合、住民票を市外から市内へ移すことで対象となります。

※移住就職者

市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日間以上市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

1. 転入前又は転入後90日以内に市内の企業に就職したこと
2. 試用期間のある場合は試用期間開始から概ね1年以内に正社員として就職したこと
3. 申請の時点での年齢が35歳未満であること
4. 申請の時点で本市に住民票を有しており、その後継続して8年以上本市に居住する意思を有すること
5. 大学・高校等(大学、短期大学、大学院の修士課程、高等専門学校、専門学校(専修学校の専門課程に限る。)、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校高等課程(高等専修学校)、特別支援学校高等部)を卒業していること
6. 大学等の学生等、公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと
7. 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと
8. 世帯員の全員に市税等の滞納がないこと
9. 過去に本助成金の交付を受けておらず、又は受けようとした者でないこと

【補助対象経費】

- ・ 奨学金の返還に要した経費(上限無し)(利子、繰上返還に要した経費、助成期間より前の滞納に対する返還に要した経費、延滞金及び離職期間中に返還に要した経費は除く。)
- ・ ただし、助成期間中5年度目以降に繰上返還を行った場合には、繰上返還に要した経費も助成対象経費とする。

【補助率】

無利子奨学金: 1/2

有利子奨学金: 3/4

【助成期間】

市内の事業所等に正社員として就職した日の属する年度から起算して8年度目の年度の末日までとし、市内の勤務場所で勤務している期間(通算して3年以内の市外転勤の期間を含む。)とする。

【助成金の申請】

助成金の交付を受けようとする移住就職者は、就職した日又は転入した日のいずれか遅い日から90日以内に、交付認定申請書(様式第1号)等を市に提出。

※詳細は市HPをご確認ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【倉吉市】企業自立サポート融資(制度融資)

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度で、県との協調融資です。

〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を活用した資金の融資
企業自立化支援資金	一般的な事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
取引安定化対策資金	取引先の倒産や取引縮小等により必要な運転資金の融資
経営安定支援借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
再生支援資金	事業再生のために必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画(BCP)等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金(大型投資)	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
バイオ産業支援資金	染色体工学技術を活用した事業開発に必要な資金の融資
経営安定事業継続支援資金	当面の返済負担を軽減するための期日一括返済型の融資
コロナ克服特別借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資

倉吉商工会議所・中小企業相談所(TEL0858-22-2191)をはじめ、各相談窓口にお気軽にご相談ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【倉吉市】チャレンジショップあきない塾

施策概要

これから事業を立ち上げ、経験を積みながら飛躍をめざす起業者を支援します。

チャレンジショップ事業では中心市街地内の空き店舗についてお店を始めたい方に安価な家賃で貸し出しを行い、将来にわたり事業展開を図ろうとする方を支援します。

○施設概要

所在地：倉吉市東仲町2605,2608(旧三好金物店の一部)

設備：コンセント、照明灯、エアコン、インターネット、水道

○契約期間

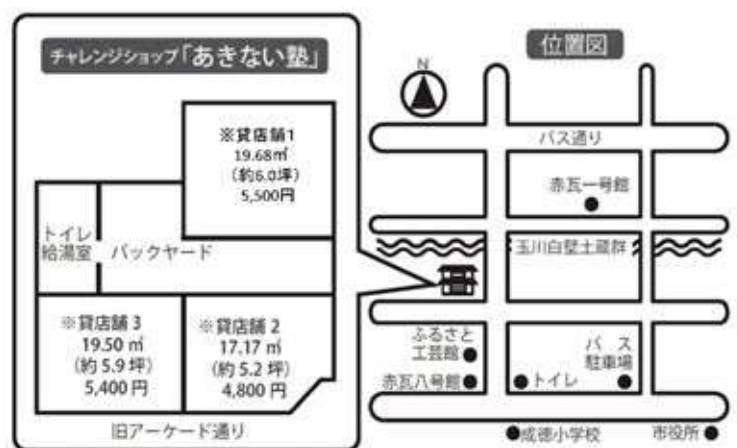
6カ月契約とする。但し1回を限度に契約更新可能。(最長1年間)

※準備、退店期間を含む。

○経費負担

負担は低額な家賃(月4,000円～6,000円:店舗面積による)の他、別途、光熱費・上下水道使用料・共益費が必要。

詳しくは、倉吉商工会議所までお問い合わせください。



問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136
(<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>)

倉吉商工会議所
TEL:0858-22-2191 FAX:0858-22-2193

詳しくはこちら

<http://www.kurayoshi-cci.or.jp/>

名称

【倉吉市】倉吉市短期融資

施策概要

市内の中小企業者等に対して経営に必要な運転資金の融資を行うものです。

○限度額	500万円
○資金使途	運転資金
○融資利率	市中金利の動向等を勘案して市長が別に定める率(変動金利)
○融資期間	3年以内
○保証料率	年0.45%から年1.08%までの間で保証協会が定める率
○償還方法	期日一括償還又は毎月元金均等償還
○担保	金融機関の定めるところによる
○保証人	金融協会の定めるところによる
○申込窓口	各金融機関

倉吉商工会議所・中小企業相談所(TEL0858-22-2191)をはじめ、各相談窓口にお気軽にご相談ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

【境港市】境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

施策概要

企業立地を促進し、経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、境港市内に工場等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

■対象者

次の(1)(2)の要件を満たす事業者であって、企業立地計画についてあらかじめ市長の認定を受けた者

- (1) 境港市内において事業所等を新設、増設又は移設する者
- (2) 次のア～ケのいずれかの事業を営む者
 - ア 製造業
 - イ 運輸業、郵便業(道路貨物運送業、水運業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業に限る。)
 - ウ 宿泊業(店舗型性風俗特殊営業を除く。)
 - エ 学術研究・専門・技術サービス業(学術・開発研究機関、デザイン業、著述・芸術家業及び機械設計業に限る。)
 - オ 電気業
 - カ 情報通信業
 - キ 職員教育施設・支援業
 - ク コールセンター業
 - ケ 再資源化を行う事業

■要件

次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

- (1) 操業開始の日における投下固定資産総額及び新規常時雇用者の数(純増数)が、次に定める基準のいずれかに該当すること。
 - ア 投下固定資産総額が1億円以上かつ新規常時雇用者の数(純増数)が7人以上であること。
 - イ 投下固定資産総額が5,000万円以上かつ新規常時雇用者の数(純増数)が4人以上であること。(アに該当するものを除く。)
 - ウ 投下固定資産総額が3,000万円以上かつ新規常時雇用者の数(純増数)が2人以上であること。(ア又はイに該当するものを除く。)
- (2) 企業立地に係る資金計画が、当該事業者の経営状況に照らして適正と認められること。
- (3) 本市の経済の発展及び雇用機会の拡大に寄与すると認められること。
- (4) 環境の保全に配慮したものであること。

■支援概要

- (1) 固定資産税の課税免除(上限:1年度につき1億円)※1
認定された投下固定資産に関する固定資産税について要件(1)の基準ごとに以下の期間、課税免除します。

- アに該当する認定事業者にあつては、5年間
- イに該当する認定事業者にあつては、4年間
- ウに該当する認定事業者にあつては、3年間

- (2) 雇用促進奨励金(上限1億円)
要件(1)の基準ごとに以下のとおり、雇用促進奨励金を支給します。
 - アに該当する認定事業者にあつては、市内新規常時雇用者1人につき100万円
 - イに該当する認定事業者にあつては、市内新規常時雇用者1人につき50万円
 - ウに該当する認定事業者にあつては、市内新規常時雇用者1人につき30万円

- (3) 企業立地支援補助金(上限1億円)※1
要件(1)のアに該当する認定事業者に限り、認定された投下固定資産の総額5%を企業立地支援補助金として交付します。

※1 支援概要の(1)と(3)は、併用できません。

※2 同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【境港市】境港市企業立地促進補助金

施策概要

企業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大を図るため、竹内工業団地に工場等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

■対象者

竹内工業団地の土地を取得又は賃借し、工場等を操業した企業

■要件

- (1)山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2)環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (3)境港市税に滞納がないこと。

■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度)の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【境港市】境港市工場立地促進補助金

施策概要

企業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大を図るため、境港市内(竹内工業団地を除く。)に工場を新設、増設又は移設する企業を支援します。

■対象者

境港市内(竹内工業団地を除く)で工場を操業した企業(製造業等に限る)

■要件

- (1)山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2)環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (3)境港市税に滞納がないこと。

■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度)の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【境港市】境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金

施策概要

夕日ヶ丘地区における小売業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大、市民の利便性を図るため、夕日ヶ丘地区で小売業の店舗等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

■対象者

夕日ヶ丘地区で小売業を操業した企業

■要件

- (1) 山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2) 店舗面積が1,000㎡を超え、かつ大規模小売店舗立地法に基づく届出を行うこと。
- (3) 生活環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (4) 境港市税に滞納がないこと。

■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【境港市】境港市創業支援補助金

施策概要

産業の振興及び活性化を図ることを目的として、境港市内で創業する方を支援します。

■対象者

境港市内で新たに事業を開始された方(これまで事業を営んだことがない方に限る)

■要件

- (1) 特定創業支援事業の支援を受け、その証明を受けること。
- (2) 以下のいずれかに該当していること。
ア 個人にあつては、事業を開始する日までに境港市へ住民登録をしている。
イ 会社にあつては、境港市内を本店として設立登記をしている。
- (3) 境港市税に滞納がないこと。

■対象業種

下記「問合せ先」にお問い合わせください。

■対象経費

- (1) 事業拠点費
電気設備費、什器・備品等設備費、パソコン等機械器具費、事務所等の改修、改裝修繕費、主に居住の用に供する家屋の増築、改修、修繕に係る費用
- (2) 宣伝広告費
販路開拓に係る広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ホームページ制作費
- (3) 設立登記費
会社設立時の登記に要する経費

■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の1/2(上限30万円)
※Iターン移住者の場合、上限は50万円

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL: 0859-47-1056
FAX: 0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【境港市】企業自立サポート融資(制度融資)

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度、県との協調融資です。

〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を活用した資金の融資
企業自立化支援資金	一般的な事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
取引安定化対策資金	取引先の倒産や取引縮小等により必要な運転資金の融資
経営安定支援借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
再生支援資金	事業再生のために必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画(BCP)等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金(大型投資)	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
バイオ産業支援資金	染色体工学技術を活用した事業開発に必要な資金の融資
経営安定事業継続支援資金	当面の返済負担を軽減するための期日一括返済型の融資
コロナ克服特別借換資金	金融機関、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
境港商工会議所 TEL:0859-44-1111

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称**【境港市】季節金融対策資金****施策概要**

季節的に決済資金及び賞与資金等の資金繰りに困難をきたしている中小企業者に対して経営資金を融資します。

■対象者

中小企業信用保険法の対象となるもので、かつ、市内で1年以上の期間にわたって事業所を有する中小企業者

■資金の使途 運転資金

■融資限度額 300万円

■融資期間 6か月以内

■融資利率 境港金融会との協議により定める。

■信用保証 任意保証

■担保 金融機関の定めるところによる。

■保証人 金融機関の定めるところによる。

■償還方法 期日一括償還又は毎月償還

■申込窓口 市内金融機関

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957
境港商工会議所 TEL:0859-44-1111

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【境港市】地域総合整備資金(ふるさと融資)

施策概要

境港市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金を融資します。

■対象者

市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の(1)～(4)すべてに該当するものであって、市長が適当と認めたもの。

- (1) 公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が1千万円以上のもの
- (4) 用地取得等契約後5年以内に貸付対象事業の営業開始が行われるもの

■貸付対象費用

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料)

■貸付額

貸付対象費用の総額から国庫補助金等の額を控除した額の35%以内。(上限10億5千万円(年度を超えて実施される場合であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、15億7千万円))

なお、上限額等が引き上げられる場合があります。詳しくは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

■貸付利率

無利子

■償還期間

20年(5年以内の据置期間を含む。)以内

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

地域総合整備財団

詳しくはこちら

<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

名称

【境港市】小規模事業者経営改善資金(マル経資金) 利子補給補助金

施策概要

マル経資金の融資の実行を受けた小規模事業者の経営の安定を図るため、利子負担について支援します。

■対象者

平成26年4月1日以降に日本政策金融公庫からマル経資金の融資の実行を受けた事業者

■要件

- (1) 境港市内に住所又は事業所を有していること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。

■交付対象期間

マル経資金の融資の償還開始月から最大36月。ただし、交付対象期間中に借換え又は追加融資を受けたものについては、当初のマル経資金の融資の償還開始月から起算します。

■補助額

対象者が支払った利子相当額の1/2(端数切捨て)

※毎年1月1日から12月31日までに支払った利子相当額の1/2を翌年に交付します。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【境港市】生活衛生関係営業経営改善資金(衛経資金)利子補給補助金

施策概要

衛経資金の融資の実行を受けた事業者の経営の安定を図るため、利子負担について支援します。

■対象者

平成26年4月1日以降に日本政策金融公庫から衛経資金の融資の実行を受けた事業者

■要件

- (1) 境港市内に住所又は事業所を有していること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。

■交付対象期間

衛経資金の融資の償還開始月から36月。ただし、交付対象期間中に借換え又は追加融資を受けたものについては、最初の衛経資金の融資の償還開始月から起算します。

■補助額

対象者が支払った利子相当額の1/2(端数切捨て)

※毎年1月1日から12月31日までに支払った利子相当額の1/2を翌年に交付します。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称**【境港市】国内商談会等参加支援補助金****施策概要**

事業者の販売力や競争力を向上し、産業振興を図るため、製品や技術等の販路開拓を支援します。

■対象者

国内で開催される商談会等に出展する事業者

■要件

- (1)本店登記が境港市内にある(個人にあっては境港市内に住民登録し、有人の事業所を有する)中小企業者であること。
- (2)境港市税に滞納がないこと。 など

■対象経費

国内で開催される商談会等(商談会、展示会その他これらに類する会であって、物品販売を伴うものを除く。)への出展に要する次の経費

- (1)出展料(オンライン国内商談会等にあっては、参加料、登録料、ページ掲載料)
- (2)小間の装飾費及び備品等リース料
- (3)展示品等の運搬費

■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の10/10(上限5万円)
※一会計年度につき2回、通算で6回を限度とする。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【境港市】事業承継支援補助金

施策概要

市内事業所における事業及び雇用の継続を図るため、第三者への事業承継を支援します。

■対象者

後継者が不在で、自らの事業に関する第三者承継先を探す事業者

■要件

- (1) 境港市内に本社又は本店となる事業所を有する(個人にあつては、あわせて境港市内に住民登録がある)中小企業者であること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。 など

■対象経費

専門事業者に支払う着手金、手付金その他の初期費用(成功報酬を除く。)

■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の1/2(上限50万円)

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係
TEL:0859-47-1056
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=105338>

名称

【岩美町】がんばる商工業者総合支援事業補助金

施策概要

町内での創・開業、町内事業者の経営の持続、事業承継を岩美町商工会等と連携して支援し、補助金を交付します。

(1) 創・開業支援

	内 容
対象者	岩美町商工会の経営計画に係る指導を受けて、町内で新たに創・開業しようとする商工業者 ※フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業でないこと
対象経費	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費 ③補助事業実施年度内の賃借料(テナント料、機器のリース料)
補助率	2/3・上限50万円

(2) 持続支援

	内 容
対象者	創・開業から5年以上経過している町内の小規模事業者で、岩美町商工会員として1年以上経営指導を受けている者
対象経費	①店舗、事務所の修繕、改装に要する経費 ②設備の修繕、更新に要する経費
補助率	1/3・上限30万円 ※交付決定年度の翌年度から起算して5年間は当補助金の申請不可

(3) 事業承継支援

	内 容
対象者	岩美町事業承継ネットワークの支援を受けて、町内で事業の承継(代表者の交代)をする者
対象経費	①店舗、事務所の修繕、改装に要する経費 ②設備の修繕、更新に要する経費
補助率	2/3・上限50万円

- ・(1)～(3)の各事業とも、1年以上の事業の継続義務あり。
- ・原則として町内事業者へ発注した経費を対象とします。
- ・(1)及び(3)の事業は、有識者等による審査会を開催し、補助事業者を決定します。また、同事業、同一事業者に対し1回限りの交付とします。

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<https://www.iwami.gr.jp/1992.htm>

名称

【岩美町】岩美町ふるさと就職支援事業費補助金

施策概要

新規高卒者等の地元への就職を促進するため、新規高卒者等を正規雇用した中小企業者に対し、人材育成に要する経費の一部を補助金として交付します。

補助対象者	新規に高等学校もしくは特別支援学校(高等部に限る)を卒業した者を雇用した「中小企業基本法」第2条に規定する中小事業者(風俗営業及び風俗関連営業は除く。)で、次の(1)から(6)のいずれにも該当する者。 (1)岩美町内に事業所(事務所、店舗、工場)を設置していること。 (2)雇用保険の適用事業主であること。 (3)次のa～cの条件を全て満たす新規高卒者を雇用している事業主であること。 a. 雇用保険の一般被保険者として6ヶ月以上雇用される者 b. 岩美町内に住民登録がある者(ただし、外国人技能実習生等は除く) c. 事業主の2親等以内の親族でない者 (4)新規高卒者等を雇用した日前後6ヶ月の間に、事業主の都合による離職者がいないこと (5)国・県から類似の補助金等を受けていないこと。 (6)町税及び公共料金を完納していること。
補助対象事業	次の(1)、(2)のいずれにも該当する事業 (1)岩美町に住所を有する新規高卒者等を雇用すること。 (2)地元への就職を促進し、人材育成につながる事業であること。
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費のうち、新規高卒者等の給与に要する費用
補助金額	雇用契約日から12ヶ月を限度として1人あたり月額10万円(上限)

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<https://www.iwami.gr.jp/item/4209.htm>

名称

【岩美町】岩美町企業立地促進補助金

施策概要

町内での企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図るため、工場、事業所、研究所、研修所又は機械設備(以下「工場等」という。)を新設又は増設する企業を支援します。

1件あたりの投資額及び増加した町内在住常用雇用者数の規模に応じて算出し限度額以内で補助。

		区分	町外企業		町内企業	
要件		投資額 ※投下固定資産額 +賃借料(5年分)	1億円超	3,000万円超	3,000万円超	1,000万円超
		増加した町内在住常用雇用者数	3人以上	1人以上	1人以上	1人以上
投資補助	補助率	投下固定資産額	5%	5%	10%	10%
		賃借料(初年度)	25%	25%	25%	25%
	限度額		1,000万円	500万円	1,000万円	300万円
雇用補助	補助金額	正規雇用	50万円×人数			
		正規雇用でない常用雇用	25万円×人数			
	限度額		500万円			
合計補助限度額			1,500万円	1,000万円	1,500万円	800万円

※投下固定資産額
地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用の額と工場等の新設又は増設に必要な費用の額との合計額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<https://www.iwami.gr.jp/item/6721.htm>

名称**【岩美町】岩美町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金****施策概要**

事業者の利子負担の軽減と経営の安定を図るため、マル経融資に係る利子支払い額の一部を補助金として交付します。

補助対象者	日本政策金融公庫からマル経融資を受けた事業者で、次のいずれにも該当する者。 (1)町内に住所を有する小規模事業者 (2)町に納税義務があり、かつ、その町税等を完納している者(法人にあつては代表者を含む。)
補助対象経費	毎年1月1日から12月31日までに日本政策金融公庫に支払ったマル経融資の利子額。 ただし、利子補給最終月において、休日等により支払日が翌月になる場合は、翌月1回に限り利子を補給する。
補助金額	マル経融資の利子額(延滞に係るものを除く。)の2分の1以内。 2年次以降も同様とする。
補助対象期間	初回利子支払月から起算して3年を経過する月までとする。
申込方法	利子支払月の属する年の翌年3月末日までに、岩美町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書に必要書類を添付し、岩美町へ提出する。

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

http://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000626.html

名称

【岩美町】岩美町工場等設置奨励条例

施策概要

岩美町の産業並びに観光の振興発展を図るため町内に工場又は観光施設を新設するものに対し、奨励金を交付し、又、その他の援助を行います。

交付申請の必要書類

奨励金の交付を受けようとするものは、事業開始の日から1か月以内に次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の所在地
- (2) 主たる事務所又は営業所の所在地
- (3) 事業主体の名称(法人は定款及び登記簿本添付のこと)及びその代表者
- (4) 事業計画の概要及び事業種目
- (5) 設備資金額
- (6) 常時使用する従業員数
- (7) 事業用土地建物の面積及び償却資産の種目数量
- (8) 事業開始の年月日

奨励金概要

- 奨励金の額: 当該工場等に使用する固定資産に対して賦課された固定資産税の額を限度とし、定める。
- 交付の期間: 奨励金は、事業開始後3か年を限度とする。
- 交付の時期: 奨励金交付の時期は、固定資産税の納期とする。

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL: 0857-73-1416
FAX: 0857-73-1524

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

http://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000405.html

名称

【岩美町】岩美町過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

新增設した家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除を行います。

課税免除対象

家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税を免除する。

土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。

課税免除期間

新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分。

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備の新增設、製作、改修等に係る取得		
取得 価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等 販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

問合せ先

岩美町 税務課
TEL:0857-73-1413
FAX:0857-73-1583

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

http://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000600.html

名称

【八頭町】「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金

施策概要

町内において新たな販路開拓・経営多角化等の新事業展開、起業創業、事業承継の新たな取組に要する経費の一部を補助します。

【補助対象事業】

- ① 新事業展開型
(市場調査、新商品開発、販路開拓、多角化・新事業展開等)
- ② 起業創業型
- ③ 事業承継型

【補助率・上限】

補助率 2分の1

上限 ①20万円、②③50万円

【補助期間】

年度内限り

問合せ先

八頭町 産業観光課 商工観光室
TEL:0858-72-0144
FAX:0858-73-0290

詳しくはこちら

<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1487.html>

名称

【八頭町】過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業等の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除を行います。

対象者

産業振興促進地域内において条例で規定された家屋又は償却資産、および当該家屋の敷地である土地を取得等した者

課税免除条件

- ・対象業種:製造業、農林水産物等販売業、旅館業等
- ・対象となる設備の取得等(取得価格要件有)

課税免除期間

新たに固定資産税を課税することとなった年度から3年度

課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産税等について、次に掲げる事項を記載した届出書を1月31日までに八頭町長へ提出する。

- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 固定資産の所在地及びその事業所名
- (3) 事業の種類
- (4) 家屋の種類、構造及び床面積並びに敷地の面積
- (5) 地方税法第383条の規定により町長に申告する償却資産申告書のうち、当該資産に係る部分の抄本
- (6) その他参考事項

問合せ先

八頭町 税務課
TEL:0858-76-0204
FAX:0858-73-0147

(詳細は八頭町例規集に掲載)

詳しくはこちら

<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1488.html>

名称

【八頭町】八頭町企業立地促進条例

施策概要

町内に工場又は事業所を新設又は増設しようとする企業に対し奨励金の交付を行います。

以下の奨励金を最初の交付決定を受けた日の属する年度から3年を限度に交付する

要件	奨励金の年額	
	投下固定資産等に係る額	固定資産税に係る額
(1) 投下固定資産額が500万円を超え、かつ新規常用雇用者数(空き公共施設等への立地の場合は、2名以上の新規常用雇用者を含む新規短時間労働者との合計)が3人以上9人以下のもの	100万円	投下固定資産に係る固定資産税相当額× $1/2$ の額
(2) 投下固定資産額が500万円を超え、かつ新規常用雇用者数(空き公共施設等への立地の場合は、2名以上の新規常用雇用者を含む新規短時間労働者との合計)が10人以上のもの	新規常用雇用者数が10人目から1人につき10万円を乗じて得た額に100万円を加算した額とし、限度額は200万円とする。	
(3) (1)又は(2)を満たし、かつ投下固定資産額が1億円を超えるもの	(1)又は(2)の額に加えて、投下固定資産額に100分の2を乗じて得た額を上限に、予算の範囲内で加算する。	

問合せ先

八頭町 産業観光課 商工観光室
TEL:0858-72-0144
FAX:0858-73-0290

詳しくはこちら

<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1486.html>

名称

【若桜町】若桜町企業立地促進補助金

施策概要

若桜町内に工場又は事業所を新設又は増設する企業に対し補助金を交付します。

【対象者】

投下固定資産額が3,000万円以上(工場または事業所が町内であれば投下固定資産額が1,000万円以上)かつ新規常時雇用労働者数が2人以上の企業。

【補助金の額】

町外企業	投資額を積算基礎とする補助金額 投下固定資産額に100分の3を乗じて 得た額(300万円を限度とする。)	増加した町内在住の新規常時雇用 労働者数を基礎とする補助金額 増加して半年以上勤務した常時雇用 労働者数のうち、正規雇用者数に 30万円を、正規雇用でない者の数に 10万円を乗じて得た額(300万円を限 度とする。)
町内企業	投下固定資産額に100分の10を乗じ て得た額(100万円を限度とする。)	

【補助金の申込み】

当該工場等の建設計画が明らかになったとき、速やかに次に掲げる書面を添付のうえ、若桜町企業立地補助金補助対象企業指定申請書を町長に提出すること。

- (1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面
- (2) 定款及び登記事項証明書
- (3) 事業開始前の労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者名簿の写し
(増設の場合に限る。)
- (4) 公共職業安定所が発行する照会区分が事業開始前の取得中及び事業開始予定日の前日から起算して6月前から指定申請日までの間の喪失済の事業所別被保険者台帳
- (5) その他町長が必要と認める書類

問合せ先

若桜町 経済産業課
TEL:0858-82-2238
FAX:0858-82-0134

(詳細は若桜町例規集に掲載)

詳しくはこちら

https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/m013RG00000563.html

名称**【若桜町】若桜町創業支援補助金****施策概要**

若桜町において新たに創業・開業する者等に対し、その事業に要する経費の一部について補助金を交付します。

【対象者】

次の各号の条件を満たす者

- (1) 個人の場合は、申請日において町内に住民登録があること。法人の場合は、実績報告書の提出日までに町内に法人を設立していること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 他から同一事業に対する助成を受けていないこと。
- (4) 小規模事業者(中小企業信用保険の対象となる者で、常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の法人又は個人)であること。
- (5) 創業の日以後、5年以上経営継続の見込みのあること。
- (6) 若桜町商工会員又は商工会に加入を行うこと。

【補助対象経費】

事業所の開設費および改修費、設備費、広告宣伝費、專業専用備品購入費

【補助金の額】

10/10以内(上限100万円)

ただし、補助対象者が40歳未満の者については、上限150万円とする。

【補助金の申込み】

着手前に申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて町長へ提出する。

- (1) 事業(変更)計画書
- (2) 町税の滞納がないことが分かる証明書
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 誓約書
- (5) 若桜町商工会からの意見書
- (6) 賃貸借契約書等の写し及び家屋所有者の改修承諾書(申請者が補助対象物件の所有者でない場合)
- (7) 独立した会計であることが分かる書類(テナント等、既存の事業所に新規入居する場合)
- (8) 他の補助制度の申込みに係る書類の写し(他の補助金の交付を受けている場合)
- (9) その他町長が必要と認めたもの

問合せ先

若桜町 経済産業課
TEL:0858-82-2238
FAX:0858-82-0134

詳しくはこちら

https://www.town.wakasa.tottori.jp/soshikikarasagasu/keizaisangyoka/1/600.html#h_idx_iw_flex_1.6

名称

【若桜町】若桜町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

マル経融資等を借り入れた町内小規模事業者の当該融資にかかる利子に対し、その一部を補助金として交付します。

【対象者】

町内に住所又は事業所を有する事業者で、平成31年4月1日から令和7年3月31日までにマル経融資等を申し込み、かつ融資を受け、交付申請時において町税等を完納している者。

【補助対象経費】

平成31年4月1日から令和10年3月31日までの期間に納付した利子額。

【補助対象期間】

前条の期間内で、利子が発生した時から3年間を上限。

【補助金の額】

借受人が3月1日から翌年2月末日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額(延係るものを除く。)の2分の1以内とし、2年次以降も同様。

【補助金の申込み】

当該年度の3月末日までに、若桜町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて若桜町商工会を經由し町長へ提出する。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 町税等納付状況調査に関する同意書
- (4) 当該融資等に係る利子の分かるもの及び支払いが確認できるものの写し

問合せ先

若桜町 経済産業課
TEL:0858-82-2238
FAX:0858-82-0134

(詳細は若桜町例規集に掲載)

詳しくはこちら

https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/m013RG00000561.html

名称

【若桜町】過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、対象業種の事業の用に供する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地を取得した者に係る固定資産税の課税免除を行います。

課税免除条件

- ・対象者
過疎地域内のうち、若桜町過疎地域持続的発展計画に記載される産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた事業の用に供する一定規模以上の設備を取得した者
- ・対象業種
製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等
- ・機械及び装置並びに建物の取得価格の合計が2,700万円を超えるもの。
- ・取得価額（一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額。圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額。）

対象業種	資本金規模等		
	5000万円以下	5000万円超～	1億円超～
製造業	500万円以上	1000万円以上※	2000万円以上※
旅館業			
農林水産物等販売業		500万円以上※	
情報サービス業等			

※新設、増設のみ

※取得価格に土地代は含まない

- ・取得期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した資産に限る
- ・課税免除期間
新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分

課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産等について、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を1月31日までに若桜町長に提出すること。

- (1)固定資産税の課税免除申請書
- (2)土地、家屋又は償却資産の取得価格及び取得年月日を証する書類(写し可)
- (3)建築工事請負契約書の写し
- (4)家屋平面図及び償却資産の配置図
- (5)履歴事項全部証明書(法人のみ)
- (6)所得税法又は法人税法の規定による確定申告書の写し(減価償却資産の明細等を含む)
- (7)事業所の経歴及び事業の内容を示した書類(会社の経歴書、パンフレット等)
- (8)取得した設備の内容がわかるもの
- (9)その他参考となる書類

※特別償却を行っていない場合はその理由書も提出してください。

問合せ先

若桜町 税務課
TEL:0858-82-2234
FAX:0858-82-0134

詳しくはこちら

[https://www.town.wakasa.tottori.jp/soshikikarasagasu/zeimuka/2/3/1/549.html#:~:text=「過疎法」の規定により,資産\)が免除されます。](https://www.town.wakasa.tottori.jp/soshikikarasagasu/zeimuka/2/3/1/549.html#:~:text=「過疎法」の規定により,資産)が免除されます。)

名称

【智頭町】智頭町企業立地促進補助金交付要綱

施策概要

智頭町内に工場又は事業所を新設又は増設する企業に対し補助金の交付を行います。

投下固定資産額及び新規常用雇用者数の規模	補助金の額	
	投資額を積算基礎とする補助金額	増加した町内在住の新規常時雇用労働者数を基礎とする補助金額
(1) 投下固定資産額が1億円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が5人以上のもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、その額が2億円を超えるときは、2億円とする。	増加して半年以上勤務した常時雇用労働者数のうち、正規雇用者数に50万円を、正規雇用でない者の数に25万円を乗じて得た額(500万円を限度とする。)
(2) 投下固定資産額が5,000万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が2人以上のもので(1)に該当するものを除く。	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、その額が1億円を超えるときは、1億円とする。	
(3) 投下固定資産額が3,000万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が1人以上のもので(1)から(2)までに該当するものを除き、常時雇用労働者数30人未満の企業に限る。	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。	
(4) 町内の企業にあつては、投下固定資産額が300万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が1人以上で、町長が認めた場合で(1)から(3)までに該当するものを除く。	投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を上限とする。	

問合せ先

智頭町 企画課
TEL:0858-75-4112

詳しくはこちら

https://www.chizutown.jp/contents/reiki/reiki_honbun/m016RG00000826.html

名称

【智頭町】智頭町中小企業信用保証料補助金

施策概要

鳥取県信用保証協会に支払った信用保証料に対し、補助金を交付します。

補助対象経費	鳥取県信用保証協会に支払った信用保証料
補助率	2分の1
助成額	上限：50,000円（※100円未満の端数があるときは切り捨て）
申請	同一補助対象者による補助金の申請は、同一年度内に1回を限度とする。
申込窓口	智頭町役場

問合せ先

智頭町 企画課
TEL:0858-75-4112

詳しくはこちら

<http://www1.town.chizu.tottori.jp/>

名称

【智頭町】智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除を行います。

課税免除条件(土地)

取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があったもの

課税免除期間

新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分

課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産税等について、(1)～(5)を1月31日までに智頭町長に提出すること

- (1)住所及び氏名又は名称
- (2)課税免除対象固定資産の所在地及びその事業所名
- (3)事業の種類及び製品名
- (4)事業計画
- (5)その他参考となるべき事項

問合せ先

智頭町 企画課
TEL:0858-75-4112

詳しくはこちら

<http://www1.town.chizu.tottori.jp/>

名称**【湯梨浜町】チャレンジショップ支援奨励金****施策概要**

湯梨浜町の商工業の振興と活性化及び移住定住を目的に空き店舗等を活用し、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業家等を支援するため、町内の空き店舗等で新たにお店を開こうとする方を対象に空き店舗等へ入居する場合の賃借料(住居部分を含む)の一部を奨励金として交付します。

■対象者

- ①湯梨浜町内の空き店舗及び空き家（以下「空き店舗等」という）で小売業、サービス業、飲食業等を開業する方（風俗関連業種など一部該当しない業種があります）
- ②空き店舗等の所有者と同一世帯及び三親等以内の親族でない方
- ③町税及び公共料金を滞納していない方
- ④商工会など町内の公共的団体に加入している方

■補助対象業種

- ①小売業、サービス業、飲食業
- ②地元農産物及び海産物等直売所
- ③農産物及び海産物を使った加工所の製造・販売業
- ④地域の景観を生かした観光業
- ⑤鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号イからエ及びカに掲げる事業及び第3号掲げる事業
- ⑥その他、本町の特色を生かした事業

■補助対象経費

店舗及び住居部分の賃借料を最長1年間

■補助率・補助上限額

1/2、月額5万円

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/17880.html>

名称**【湯梨浜町】企業拡充奨励金****施策概要**

事業規模を拡大する目的で施設を増設または移設する町内事業者に対して、新たに賦課される固定資産税の3カ年分の額を奨励金として交付します。

■対象者

- ①町内の事業者が事業規模を拡大する目的で施設を増設または移設のための投資額が1,000万円以上のもので（増設の場合は増設部分について適用）
- ②町税及び公共料金を滞納していないもの

■奨励金の額

施設を増設または移設のために投資し、新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額以内。ただし、限度額は1年度につき1,000万円です。

■お手続き

1. 投資した施設などで事業を開始する前に、奨励金対象企業指定申請を行います。
2. 奨励金対象企業指定を受けます。
3. 投資した施設などでの事業開始後1カ月以内に、事業開始届を提出します。
4. 奨励金対象企業指定を受けた年度ごとに固定資産税の完納後、奨励金の交付申請を行います。
5. 奨励金の交付決定を受けます。
6. 奨励金の請求手続き後、支払いを行います。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1775.html>

名称

【湯梨浜町】企業立地促進奨励金

施策概要

湯梨浜町内に施設を新設する事業者に対して、新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額を奨励金として交付します。

■対象者

- ①町内で施設を新設するための投資額(以下「投資額」という。)が、3,000万円以上の町外の事業者または1,000万円以上の町内の事業者
- ②町税及び公共料金を滞納していないもの

■奨励金の額

次のとおり新規常用雇用者数(「以下「雇用者数」という。)に応じて異なります。いずれも限度額は1年度につき1,000万円です。

- ①投資額が3,000万円以上で、雇用者数が10人以上＝固定資産税の額内
- ②投資額が3,000万円以上で、雇用者数が4人以上9人以下＝固定資産税の額に3分の2の割合を乗じた額内
- ③投資額が3,000万円以上＝固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内
- ④申請日以前から町内に住所を有し、投資額が1,000万円以上で、新規常雇用者数が1人以上＝新たに賦課された固定資産税の額内
- ⑤申請日以前から町内の住所を有し、投資額が1,000万円以上＝固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内

■お手続き

1. 投資した施設などで事業を開始する前に、奨励金対象企業指定申請を行います。
2. 奨励金対象企業指定を受けます。
3. 投資した施設などでの事業開始後1カ月以内に、事業開始届を提出します。
4. 奨励金対象企業指定を受けた年度ごとに固定資産税の完納後、奨励金の交付申請を行います。
5. 奨励金の交付決定を受けます。
6. 奨励金の請求手続き後、支払いを行います。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1775.html>

名称

【湯梨浜町】雇用促進奨励金

施策概要

湯梨浜町内に事業所を有する事業者が町内に住所を有する方を新たに正規の常用労働者として6カ月以上継続して雇用した場合に奨励金を交付します。

■対象者

奨励金の交付を受けることができる事業者は次のとおりです。

- ①町内に事業所(公的団体等は除く)を有すること
- ②雇用保険法の適用事業の事業者であること
- ③雇用促進計画認定の日から6月を超え、交付決定日においても継続雇用していること
- ④対象労働者雇用の日の6月前の日から交付決定日までの間において、他の常用労働者を事業者の都合により解雇していないこと
- ⑤町税、公共料金を滞納していないこと
- ⑥その他適正な雇用管理が行われていること 等

■奨励金交付対象労働者

- ①町内に住所を有する人
- ②雇用保険の被保険者
- ③個人事業者の場合、事業主の三親等以内の親族でない人
- ④次のいずれかに該当する人
 - シニア世代(55歳以上の人)
 - 子育て世代の女性(18歳までの子どもがいる女性)
 - 就職氷河期世代(昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた人)
 - 移住定住者(県外に1年以上居住していた人で、雇用の日時点で県外から本町に転入して6箇月を経過していない人)

■奨励金の額

雇用した新規雇用者1人あたり20万円

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1774.html>

名称

【湯梨浜町】小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給補助金

施策概要

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

■対象者

町内に住所を有する小規模事業者でマル経融資(小規模事業者経営改善資金)を受けている事業者

■補助対象

1月1日から12月31日までの期間に株式会社日本政策金融公庫に対し納付した事業資金利子。

■補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った利子額の2分の1以内。ただし、延滞に係る利子は除きます。

■申込方法

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書に、小規模事業者経営改善資金利子払込証明書を添付し、提出してください。
町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1779.html>

名称

【湯梨浜町】中小企業小口融資利子補給補助金・小口融資保証料補助金

施策概要

小口融資に係る利子及び保証料を補助します。

■対象者
湯梨浜町中小企業小口融資を受けている事業者

■中小企業小口融資利子補給補助金

○補助対象

1月1日から12月31日までの期間に金融機関に対し納付した事業資金利子。

○補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った利子額の2分の1以内。ただし、延滞に係る利子は除きます。

○申込方法

中小企業小口融資利子補給補助金交付申請書に、中小企業小口融資利子払込証明書を添付し、提出してください。

町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

■中小企業小口融資保証料補助金

○補助対象

1月1日から12月31日までの期間に鳥取県信用保証協会に納付した保証料。

○補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った保証料の2分の1以内。

○申込方法

中小企業小口融資保証料補助金交付申請書に、中小企業小口融資保証料払込証明書を添付し、提出してください。

町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1778.html>

名称

【湯梨浜町】創業・販路開拓支援補助金

施策概要

町内での創業、新事業進出や販路開拓に要する経費の一部を支援する制度です。この制度を活用するためには、商工会などの認定経営革新等支援機関のサポートを受けながら事業計画を作成する必要があります。

■対象者

商工団体や金融機関などの認定経営革新等支援機関の指導を受けながら、創業や販路開拓などに取り組む事業者

■補助対象経費

採択された事業計画に基づき行う創業、新事業進出や販路開拓に要する次の経費。
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

■補助率・補助上限額

創業、新事業進出の場合は補助率1/2、補助上限額50万円

販路開拓の場合は補助率1/2、補助上限額20万円

※事業承継に伴う事業の場合は補助率2/3

問合せ先

湯梨浜町産業振興課

TEL:0858-35-5383

FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/18862.html>

名称

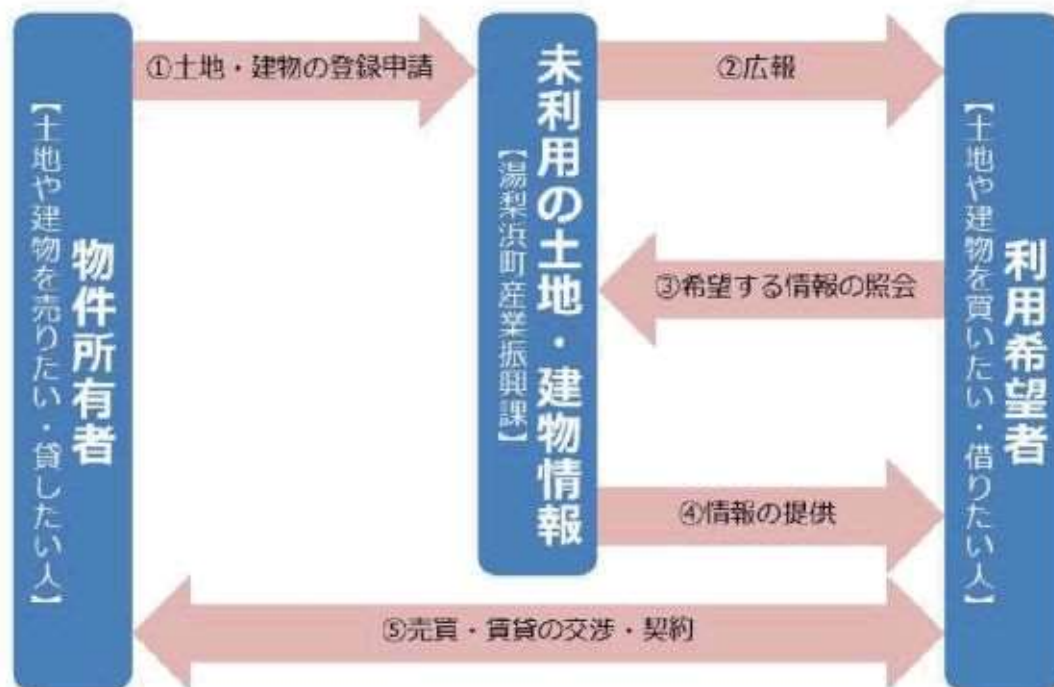
【湯梨浜町】未利用の土地・建物情報

施策概要

湯梨浜町内の未利用の土地、建物、倉庫などの情報を湯梨浜町ホームページで提供します。

湯梨浜町内の未利用の土地、建物、倉庫、店舗などの情報を湯梨浜町ホームページからご覧いただくことができます。ただし、町は情報提供するのみで、交渉及び契約には関与せず、一切の責任は負いません。

未利用の土地・建物の情報提供イメージ



問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

(登録されている土地・建物の内容は「未利用の土地・建物のご紹介(企業誘致用土地・建物) <https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1782.html>」に掲載しています)

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp/soshiki/10/1782.html>

名称

【湯梨浜町】企業立地事業補助金

施策概要

湯梨浜町内で新たに事業を開始する事業者や規模拡大を行う事業者の工場・事業所等の新設・増設または移設する際の設備投資に係る費用の一部を支援するため、補助金を交付します。

■対象業種

製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、職員教育施設・支援業、本町の経済の活性化に寄与するものとして町長が認める業種

■補助要件

- 1.投資額 3,000万円以上(固定資産への投資額及び5年間分の賃借料の計)
- 2.雇用(次のいずれかを満たすこと)
 - (1)雇用者数増 3人以上純増(雇用保険の一般被保険者、週の所定労働時間が30時間以上、県内在住者)
 - (2)付加価値増 雇用維持+付加価値額の伸び率が年4%以上
※付加価値=営業利益+人件費+減価償却費

■補助金額および補助率

補助上限額 下記の1~4の合計 最大5,000万円

- 1.固定資産取得費用の補助
補助率10%(工場等の新設、規模拡大を目的とした増設または移設事業のため、土地・家屋・償却資産の取得に要する費用)
- 2.初年度リース・賃借料の補助
補助率25%(契約期間5年以上のもの)
- 3.少額資産取得費用の補助
補助率10%(20万円未満の資産)
- 4.人材確保費用の補助
補助率25%(1人あたり15万円、合計45万円が上限)

■お手続き

事業計画提出・認定→事業着手→完了→交付申請・決定→補助金交付
お気軽にご相談ください。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<https://www.yurihama.jp/soshiki/10/1775.html>

名称

【三朝町】三朝町創業支援補助金

施策概要

三朝町内に店舗等を設置して創業する事業主に対して支援します。

○対象者

三朝町内で事業を営む店舗等設置し、又は設置しようとする者のうち、次の全ての条件に該当するもの。

- ①三朝町商工会の会員又は特定創業支援事業者の認定を受けている者。
- ②町税を滞納していない者。
- ③暴力団員ではないこと。
- ④過去に本補助金、又は三朝町空き店舗等活用支援事業補助金の交付を受けていない者。

○補助対象事業の要件

- ①町の商工業の発展及び賑わい創出が期待できる事業であること
- ②具体的な事業計画を有し、創業開始から1年以上の営業が見込まれること
- ③毎月概ね20日以上営業すること
- ④開業に必要な資格を有するか、又は開業までに有する見込みがあること
- ⑤風俗営業を行う場合は、町長が不相当と認める業態のものでないこと
- ⑥金融関係事業及び主として事務所として使用するものでないこと
- ⑦以上の他、趣旨に照らして不相当と認められる事業でないこと

○補助対象経費

新・増築工事費、内・外装工事費、設備工事費等、店舗・車両・機器等の賃借料、設備・備品購入費(消耗品等は除く。)、事業開始時の宣伝広告に係る経費

○補助金額

- 自宅開業・・・補助対象経費の2分の1(上限50万円)
- 改装工事・・・補助対象経費の2分の1(上限100万円)
- 新築工事・・・補助対象経費の2分の1(上限300万円)

○交付時期

改装・新築工事については、補助対象に係る工事が完了した後に交付決定額の2分の1以内の金額を支払い、創業開始から1年経過後に交付済額を差し引いた金額を支払う。

○申請方法

創業開始予定の1か月前までに申請書に必要書類を添えて提出

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町工場設置奨励金

施策概要

三朝町内に工場を新設又は増設する者に対し、奨励金を交付します。

○対象工場

次の(1)または(2)いずれかにあてはまるもの

- (1) 投資額 500万円以上
- (2) 常時使用する従業員数 10人以上

○対象経費

当該工場に使用する新たな固定資産

○対象額

上記資産に対して新たに賦課される(3箇年分が限度)

○交付期間

事業開始後新たに固定資産税を課することとなった年度から3年を限度とする

○交付時期

当該年度末に交付

○交付申請手続

事業開始の日から30日以内に工場の所在地等を記載した奨励金交付申請書(法人にあっては、法人の登記事項証明書を添付すること。)を町長に提出すること。

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図ることにより、町内の小規模事業者の経営の安定及び発展を図るため、予算の範囲内で利子補給補助金を交付します。

○対象者

三朝町内に主たる店舗、工場又は事業所を有する三朝町商工会の推薦を受けた小規模事業者で、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間にマル経融資を借り受け、町税を滞納していない者。

○補助金額

①本補助金の交付対象となる利子は、初めて借り受けた日から起算して3年以内のマル経融資資金(借換えに係るものを含む。)に係る利子額(現に納付したものに限り、遅延利息等を除く。)とし、本補助金の額は、当該利子額の2分の1以内とする。

②本補助金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に返済した利子について当該年度に交付するものとする。

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町店舗改装等支援事業補助金

施策概要

消費者の満足度向上及び美しい街並み景観形成を図り、地域産業等の振興に寄与することを目的に、消費者が安心・快適に利用できる観光施設や商業環境の整備を支援します。

○対象者

日本標準産業分類大分類における小売業、不動産業(駐車場業に限る)、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業に係る事業を町内の店舗等において現に営む中小企業、特定非営利活動法人若しくは個人又は当該店舗等の所有者で、次の全ての要件に該当する者。

- (1) 当該店舗等を毎月おおむね20日以上営業していること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 過去において三朝町空き店舗等活用支援補助金の交付を受けていないこと。

○補助対象経費

主として来客のために利用する設備及び空間の整備に要する経費で、次に掲げる工事に要する経費の合計額。ただし、消費税、地方消費税及び三朝町福祉のまちづくり推進事業補助金の補助対象経費に該当するものについては補助対象経費から除く。

- ①内外装工事(周囲の景観に配慮したデザインとするものに限る。)
- ②トイレ改修・新設
- ③器具設備・駐車場整備(器具設備整備は①又は②と合わせて行う場合に限る。)

○補助金額

補助対象経費の2分の1(上限50万円)

○交付の条件

補助事業者は、町内の事業所への発注に努める。

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町新事業チャレンジ応援補助金

施策概要

新商品の開発や新事業分野への進出等、新たな取組みに挑戦する町内事業者を支援します。

- 対象者
町内で事業を営む者
- 補助対象事業
 - ①新商品開発
 - ②新分野への進出
 - ③新サービスの提供
- 補助対象経費
備品購入費(消耗品は除く)、店舗・車両・機器等賃借料、広告宣伝費、設備導入費、新築・増築工事費、外装・内装工事費等
- 補助金額
1/2(補助上限額:50万円)

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町企業立地促進補助金

施策概要

三朝町内に施設を設置する事業者に対し、事業所等の新設・増設または移設等する際の投資に係る費用の一部を支援します。

○対象者

町内の経済活性化のために町内で事業を実施する者。
投資額3,000万円以上の事業者。

○補助金額

下記①②③の合計額 ※上限1,000万円

①投下固定資産額に10分の1を乗じて得た額

②初年度賃借料に4分の1を乗じて得た額

③常用雇用者が3人以上増加する場合の人材確保費用のうち、事業認定日から事業所等の事業開始までに発生した費用の額に4分の1を乗じて得た額。 ※上限45万円
(※他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等相当額を控除)

○申請方法

①対象事業開始前 事業認定の申請

②対象事業完了後 交付申請及び実績報告

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【北栄町】北栄町創業支援事業補助金

施策概要

北栄町内で創業を行おうとする個人又は法人に対して、初期投資にかかる経費の一部を支援します。

●対象者

町内で新規創業を行おうとする個人

●事業内容

(1)事業所開設支援事業

創業を目的とした事業所等の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。

①条件

- ・町内に事業所等を新設する者
- ・補助対象経費が50万円以上となる事業

②金額等

- ・補助率1/2 上限:100万円

③加算

- ・町内に住所を有する法人又は個人事業主からの購入や施工をした場合
上限50万円(補助率1/2)を加算する

(2)経営支援事業

創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します。

①金額等

- ・補助率1/2 上限:50万円

(3)雇用促進事業

町内に住所を有する者を正規雇用した場合に、人件費の一部を支援します。

①金額等

- ・町内者1名あたり30万円 上限90万円(3名)

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<https://www.e-hokuei.net/3157.htm>

名称

【北栄町】北栄町由良宿まちづくり活性化支援事業補助金

施策概要

北栄町由良宿地内の予め指定した地域で、飲食業・宿泊業・小売業を対象に創業を行おうとする個人又は法人に対して、初期投資にかかる経費の一部を支援します。

●対象者

町内で予め指定した地域で新規創業を行おうとする個人または法人

●事業内容

(1)事業所開設支援事業

創業を目的とした事業所等の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。

①条件

- ・町内に事業所等を新設する者
- ・補助対象経費が50万円以上となる事業

②金額等

- ・補助率1/2 上限:150万円

③加算

- ・町内に住所を有する法人又は個人事業主からの購入や施工をした場合
上限50万円(補助率1/2)を加算する

(2)経営支援事業

創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します

①金額等

- ・補助率1/2 上限:50万円

(3)雇用促進事業

町内に住所を有する者を正規雇用した場合に、人件費の一部を支援します。

①金額等

- ・町内者1名あたり30万円 上限90万円(3名)

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<https://www.e-hokuei.net/11018.htm>

名称

【北栄町】北栄町小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金

施策概要

マル経融資及び生活衛生改善資金融資を受けた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

●対象者

- (1) 町内に住所を有する小規模事業者で株式会社日本政策金融公庫のマル経融資及び生活衛生改善資金融資を受けた者。
- (2) 町税等を滞納していない者。(法人にあつては代表者を含む。)

●補助金の額

借受人が当該年度の毎年1月1日から12月31日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額の2分の1以内(1円未満の端数を切り捨てた額)。ただし、延滞に係る利息は除く。

●補助対象期間

対象融資の利子が発生した時から3年間。

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<http://www.e-hokuei.net/>

名称

【北栄町】北栄町企業立地及び雇用促進条例

施策概要

北栄町内に工場又は事業所の新設又は増設を行おうとする企業に対して、固定資産税相当額の奨励金と雇用が発生した場合に雇用促進の奨励金を支給します。

●対象者

町内に工場・事業所を新設又は増設を行おうとする企業

●事業内容

(1)企業立地促進奨励金

以下の条件をすべて満たすこと。

①投下固定資産額(地方税法(昭和25年法律226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に関する費用、並びにこれに準ずる費用で町長が別に定めるものの総額をいう。)が300万円以上であること。

②環境保全について適切な措置が講じられるものであること。

③本町経済の健全な発展と町民生活の安定に寄与すると認められるもの。

(2)雇用促進奨励金

上記企業立地促進奨励金の支給に該当する場合で、新規常用雇用者3名以上を6ヶ月以上雇用継続した場合、一人当たり30万円を支給する(上限600万円)。

①賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等を備え付け、町の要請により提出する事業主であること。

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

http://www2.e-hokuei.net/reiki_int/reiki_honbun/r246RG00001082.html

名称

【北栄町】空き工場・空地情報

施策概要

北栄町内の空き工場、空地などの情報を北栄町ホームページで提供します。

・北栄町内の空き工場、空地などの情報を北栄町ホームページに掲載しております。交渉については、物件所有者に直接お問い合わせください。
※町は、交渉及び契約には関与せず、一切の責任は負いません。

問合せ先

北栄町 産業振興課
農商工推進室TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<https://www.e-hokuei.net/1305.htm>

名称

【琴浦町】琴浦町新事業展開・販路開拓等支援補助金

施策概要

新規事業の事業可能性調査、新商品の開発や既存商品の改良、EC通販への参入、デジタル技術を活用した業務効率化等、町内事業者の新たな取組の初期段階を支援します。

○対象者

町内に本社などの主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主、企業組合、協業組合、農業協同組合、漁業協同組合、NPO法人等

○補助金額

【通常枠】

対象経費の2/3(上限 50万円)

【インバウンド環境整備枠】

対象経費の1/4(上限 50万円)

○対象経費

【通常枠】

- ・市場調査、競合分析、マーケティング戦略構築に必要な経費
 - ・新しい製品・サービスの開発や既存商品の改良に向けた簡易な試作に必要な経費
 - ・商品の新しい販売方式の導入検討に必要な経費
 - ・業務効率を向上するITシステムの導入検討に必要な経費 …等
- ※自社にとって初めての取組に係るものであることが必要です。

【インバウンド環境整備枠】

- ・外国人観光客受入のための研修会の開催に必要な経費
- ・外国語案内ツールの整備や音声翻訳に必要な経費
- ・キャッシュレス決済の導入等に必要な経費
- ・免税店の開設、周知等に必要な経費
- ・ムスリム観光客の受入体制の整備に必要な経費
- ・両替、モバイルサービス等に必要な経費
- ・災害時の外国人観光客対応に必要な経費 …等

問合せ先

琴浦町 商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

鳥取県外国人観光客倍増促進補助金の交付を受ける予定の事業者も申請できます。
鳥取県ホームページはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/833768>

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/syoukoukankou/>

名称

【琴浦町】琴浦でスタート！応援補助金

施策概要

新たに起業する個人、事業者及び町内にオフィスに移転する県外事業者に対し、その初期経費に係る費用の助成をします。また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達の支援を行います。

【起業支援事業】

○対象者

次に掲げる要件のすべてに該当する者

- ・町内で起業し、かつ、町内に住所を有する者
- ・琴浦町内に事業所を設置し、通年で事業を行う者
- ・創業を予定している者又は創業の日から1年を経過していない者
- ・特定創業支援等事業により支援を受けた者

○補助金額

- 一般枠 対象経費の1/2(上限 50万円)
- 政策枠 対象経費の1/2(上限100万円)

○対象経費

- ・土地及び建物の取得、建築、賃借、改修等に係る経費
- ・設備の購入、賃借、改修、修繕等に係る経費
- ・車両、工具又は備品等の購入及び賃借等に係る経費
- ・事業開始時の広告宣伝に係る経費
- ・コンサルティング経費
- ・その他必要と認める経費

【ふるさと納税型クラウドファンディング】

○対象者

起業支援事業を活用する者

○補助金上限

クラウドファンディングで調達した資金内

【オフィス移転支援事業】

○対象者

県外事業者

○補助金額

対象経費の10/10(上限100万円)

○対象経費

- ・店舗取得、改修、設備購入、賃借、修繕に係る経費
- ・備品等の購入及び賃借に係る経費
- ・その他必要と認める経費

問合せ先

琴浦町 商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/syoukoukankou/>

名称

【琴浦町】琴浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金制度

施策概要

マル経融資を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

【制度の概要】

○対象者

次に掲げる要件のいずれも該当する者

- ・町内に住所を有する小規模事業者で、マル経資金を受け、株式会社日本政策金融公庫に利子を納付した者
- ・町に納税義務があり、かつ、その町税等を完納している者（法人にあっては代表者を含む。）

○対象期間

当該融資の償還が開始された日の属する月（利子発生月）から3年間を上限

○利子補給金の額

小規模事業者が各年の1月1日から12月31日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額（延滞に係るものは除く）の2分の1の額

○交付申請

必要な書類を添えて、琴浦町商工会（0858-52-2178）を經由し町へ提出

問合せ先

琴浦町 商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金

施策概要

中小企業のイメージアップに繋がる取り組みに係る経費の一部を助成することで、人材確保および商品力の向上を支援します。

○対象者

町内に事業所を有する法人および個人

○補助金額

対象経費の1/2以内(上限10万円)

○対象事業(リニューアル含む)

- (1) ホームページ作成事業
- (2) PR動画作成事業
- (3) パンフレット、カタログ作成事業
- (4) 会社のロゴ、デザイン作成事業

○補助対象経費

- ・外部委託に係る経費
- ・自社製作に係る経費
- ・その他必要と認められる経費

○補助対象外経費

- ・飲食費
- ・通信経費等のランニングコスト
- ・パソコン、デジタルカメラ等ハードウェア購入費

※国、県等による本補助金と同様の趣旨による助成を受ける場合は対象外

※1事業所1回限り

問合せ先

琴浦町 商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】過疎地域における事業用資産の取得に係る固定資産税の課税免除

施策概要

過疎地域持続的発展市町村計画であって町が定めるものに記載された産業振興促進区域において、対象業種の発展を促すため、固定資産税を課税免除します。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域内の産業の振興を図るため、琴浦町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、要件を満たした事業の用に供する設備の取得等をした場合は、対象資産に係る固定資産税について3年間の課税免除(全額)の適用を受けることができます。

○適用となる要件

- (1)対象となる産業振興促進地域
琴浦町全域
- (2)対象者
青色申告をする個人又は法人
- (3)対象事業及び対象資産
製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備の取得等(※1)をした場合、当該取得した土地、家屋及び償却資産
- (4)取得価額要件
500万円以上から2,000万円以上(対象業種、資本金規模により要件が異なります。)
- (5)取得時期
令和6年1月2日以降に取得したもの(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限ります。)
- (6)取得時期
令和7年3月31日

問合せ先

琴浦町 税務課
TEL:0858-52-1702
FAX:0858-49-0000

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】琴浦町産業振興に係る固定資産税の減免措置

施策概要

企業誘致等により産業の振興、雇用の確保を図るため、町内に工場又は事業所を新設又は増設する者に対し、固定資産税の減免をします。

●対象者

次に掲げる要件にいずれも該当する工場等を新設又は増設したものについて適用する。ただし、増設の場合は、増設部分の施設とする。

- (1) 町経済の健全な発展と町民生活の福祉向上に寄与すると、町長が認めたもの
- (2) 固定資産投資額 3,000万円以上であること
- (3) 町に住民登録を有する新規常用雇用者数(臨時的職員は除く)が3人以上であること
なお、新規常用雇用者とは、工場等を新設又は増設することに伴い雇い入れられた次に掲げる要件にいずれも該当するものとする。
 - ア 雇用期間の定めのない者
 - イ 雇用保険の被保険者である者
 - ウ 1週間の所定労働時間が30時間以上である者
- (4) 町商工会に加入している又は加入すること

●減免基準

事業開始した工場等に使用される固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して新たに賦課された固定資産税の額を限度とする。ただし、年間固定資産税額1,400万円を全額減免の限度とし、これを超える場合は超えた部分の50%を加えた額を限度とする。

●減免期間

減免措置は、新たに賦課された年度から3年を限度とし減免措置する。

問合せ先

琴浦町 税務課
TEL:0858-52-1702
FAX:0858-49-0000

詳しくはこちら

<https://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】地域総合整備資金(ふるさと融資)

施策概要

琴浦町が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金を融資します。

■対象者町が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の(1)~(4)すべてに該当するものであって、町長が適当と認めたもの。

- (1)公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2)貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれているもの
- (3)貸付対象事業の設備投資の総額(用地取得費を除く。)が2,500万円以上のもの
- (4)用地取得契約後5年以内に貸付対象事業の営業開始が行われるもの

■貸付対象費用

- (1)設備の取得等に係る費用
- (2)試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料)

■貸付額

貸付対象事業1件当たりおおむね500万円~7.5億円

ただし、貸付対象事業が年度を超えて実施される場合であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合は、1件当たり11.2億円を限度とする。

※貸付対象費用に対する貸付額には上限があります。詳しくは、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

■貸付利率 無利子

■償還期間

15年(5年以内の据置期間を含む。)以内

問合せ先

・琴浦町商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

・地域総合整備財団

詳しくはこちら

<https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

名称

【日吉津村】新規創業支援事業

施策概要

特定創業支援事業を修了し、村内で新たに創業する者を支援することにより、地域の商工振興を図ることを目的とした制度です。

- 補助率
補助対象経費の1/2以内
- 補助上限額
50万円
- 補助対象経費
 - ・事業所等の開設に係る経費
 - ・設備等の購入費
 - ・創業に伴う広告宣伝費

問合せ先

日吉津村役場 総合政策課
TEL:0859-27-5954

詳しくはこちら

<https://www.hiezu.jp/list/sougouseisaku/g180/c278/>

名称

【日吉津村】日吉津村小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)を借り受けた小規模事業者(借受人)の負担軽減及び経営安定を図るため利子の一部を助成する制度です。

○補助率

借受人が公庫に納付した利子額の2分の1に相当する額(円未満の端数は切り捨て)
(元本返済の遅延に係る利子は対象としない)

○対象期間

当該融資の償還が開始された日の属する月(利子補給開始月)の初日から起算して36月を限度とする。

○補助金の算定期間

① 利子補給開始月の属する年

利子補給開始月から当該利子補給開始月の属する年の12月まで

② 利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年

利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年の1月から当該利子補給開始月から起算して36月後に当たる月まで

③ ①及び②以外の年

1月から12月まで

問合せ先

日吉津村役場 総合政策課
TEL:0859-27-5954

詳しくはこちら

<https://www.hiezu.jp/list/sougouseisaku/g180/q932/>

名称

【大山町】大山町空き施設活用創業等支援事業補助金

施策概要

大山町内の空き施設を改修して創業又は新規事業を開始し、空き施設の解消、地域の賑わいづくり及び雇用機会を創出する事業を行う者に対して支援することにより、商工業の活性化、地域コミュニティの再生を図ります。

(補助率)
対象経費の2分の1

(補助金額)
上限500万円

(補助対象経費)
・事業開始に必要な費用
施設改修費、設備導入費・備品購入費、広告宣伝費、FS調査費、
商品開発費、技術指導費、外注費、研修費、知的財産権等関連経費

(備考)

- ①事前協議書類の提出後内容の審査を行い、承諾の可否を決定します。
- ②①の承諾を受けた者のみ申請書類を提出できます。書類の提出後、大山町空き施設活用創業等支援事業審査会にて審査を行い、採択事業を決定します。
- ③補助金の交付を受けた翌年度から5年間、毎年度1回事業の状況を報告する義務があります。
- ④5年以内に補助事業を受けて始めた事業の廃止等をした場合は補助金の返還を求める場合があります。

問合せ先

大山町 商工観光課
TEL:0859-53-3110
FAX:0859-53-3163

詳しくはこちら

<https://www.daisen.jp>

名称

【南部町】南部町ビジネスチャレンジ応援補助金

施策概要

南部町の産業の活性化を図るため、南部町内で起業、新分野参入、新商品開発を行う方を支援するための補助金です。

補助金の概要は次のとおりです。

支援する内容	補助率	補助上限及び下限
起業支援	1/2	上限額50万円 下限額 5万円
新分野参入支援 新商品開発支援		上限額30万円 下限額 5万円

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kikakuseisakuka/>

名称

【南部町】南部町小規模事業者経営改善資金融資利子補給金

施策概要

南部町商工会からの推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金(マル経)の融資の実行を受けた小規模事業者の当該融資に係る利子に対し、予算の範囲内において、その一部を補給金として交付することにより南部町内の事業者の負担軽減及び経営安定を図るものです。

交付対象期間は、原則として当該融資の償還が開始された日の属する月の初日から起算して36月を限度とし、当該融資に係る支払った利子(当初の借入れから3年以内の借り換えについてはこれを除く。)の合計額の3分の1に相当する額を交付する。ただし、当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kikakuseisakuka/>

名称

【南部町】南部町工場設置奨励条例

施策概要

南部町内に工場又は事業場の設置をする者に対し、奨励金の交付又はその他の援助を行います。

交付期間

新たに固定資産税を課することとなった年度から3箇年を限度として交付する。(ただし、町長が必要があると認めるときは、交付期間を短縮し、又は延長することがあります。)

交付金額

当該工場の納付する固定資産税額を限度とし、その工場の経営状況をしん酌し、予算の範囲内において町長が定める。

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kikakuseisakuka/>

名称

【南部町】南部町地域経済変動対策資金利子補助金

施策概要

経済変動事象を対象とした融資を受けた者の対象融資に係る利子負担の軽減を図り、対象者の資金繰り環境の円滑化を図る。

上期及び下期に補助対象者が支払った対象融資の借入金に対する利子に相当する額に対して、補助率10/10で補助を行う。

【対象融資】

- ・令和元年度国際経済変動（新型コロナウイルス感染症の影響に係るものに限る）
- ・令和4年度燃油及び原材料価格の高騰・円安

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113 FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kikakuseisakuka/>

名称

【南部町】南部町新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補助金

施策概要

新型コロナウイルス感染症の影響に係るものを対象とした融資を行う金融機関に対し補助することで、南部町内の中小企業者等の利子負担を軽減し、経済変動事象により影響を受けた者の資金繰り環境の円滑化を図る。

対象融資の融資実行日及び各約定償還日において、融資利率を年0.7パーセントとした場合の利子に相当する額について補助を行う。

問合せ先

南部町 企画政策課
TEL:0859-66-3113
FAX:0859-66-4426

詳しくはこちら

<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kikakuseisakuka/>

名称

【伯耆町】伯耆町企業等立地促進奨励金

施策概要

伯耆町内において、工場等の新設及び増設を行う企業に対して、固定資産税の免除、立地奨励金、雇用促進奨励金、土地減額貸付及び埋蔵文化財発掘調査費補助金を交付します。

●企業等立地奨励金(限度額5千万円)

対象者	事業所を新設又は設備を増設する企業
操業形態	新規操業又は増設
交付要件	①土地を除く投資額1千万円以上 ②操業時(増設の場合は稼働時)に住民の新規常時雇用1人以上又は一定の要件を満たす事業者
優遇内容	(金額)固定資産税相当額の1/2 (交付期間)操業の翌年度から3年間

●雇用促進奨励金(上限10人)

対象者	土地を取得又は賃借した企業
操業形態	新規操業又は増設
交付要件	操業開始後3年目に、住民で6ヶ月以上勤務する新規常時雇用者が2人以上(増設は1人以上)
優遇内容	(金額)1人あたり50万円

●土地減額貸付

対象者	工業団地の土地を賃貸借して新規操業又は増設する企業		
	(A)	(B)	(C)
交付要件	①賃貸契約締結後2年以内に操業 ②分譲価格の3%相当の保証金の預託が必要 ③土地を除く投資額2千万円～1億円未満		
優遇内容	(賃貸借料)分譲価格の3.5% (貸付期間)10年以上20年未満(20年未満で契約のときは20年まで更新可)	③土地を除く投資額1億円～3億円未満 (賃貸借料)分譲価格の2.5%	③土地を除く投資額3億円以上 (賃貸借料)5年間無償以降分譲価格の1.5%

●埋蔵文化財発掘調査費補助金

対象者	伯耆町内で新設又は増設を行う企業
交付要件	①開発地域において埋蔵文化財発掘調査が必要となった場合 ②投下固定資産額3億円以上 ③補助金交付年度の翌年度の3年度以内に操業
優遇内容	発掘調査費全額負担 (ただし、投下固定資産額の3%相当額と2千万円のいずれか低い額を上限とする。)

●固定資産税の免除

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく課税免除	伯耆町全域
過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除	溝口地域 (旧溝口町の地域)

※上記免除制度は各制度とも該当要件、対象期間が異なります。

特記事項

- 制度の適用を受けるためには、伯耆町の指定事業者指定される必要があります。
- 制度の適用は、1指定事業者につき、それぞれ1回限りです。
- 固定資産税免除制度は上記と異なる要件となります。

問合せ先

伯耆町 企画課経営企画室
TEL:0859-68-4212

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

経営改善のため金融機関から融資の実行を受けた町内の小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため、利子補給補助金を交付します。

補助対象経費	金融機関から実行を受けた次に定める融資に係る利子額 (1)小規模事業者経営改善資金融資制度要綱(昭和48年中小企業庁第1154号)に基づき、伯耆町商工会から推薦を受け、日本政策金融公庫が行う融資 (2)生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱(平成20年厚生労働省健康発第1001001号)に基づき、鳥取県生活衛生営業指導センターの推薦を受け、日本政策金融公庫が行う融資 (3)(1)及び(2)の融資に準じた利用目的で公庫以外の金融機関が行う融資について、町長が特に必要と認めるもの
補助対象期間	納付を開始した月から起算し36月を上限
補助内容	毎年1月1日から12月31日までに金融機関に納付した利子額(下記対象外のものを除く。)の2分の1以内 ※100円未満の端数は切り捨て
申込	当該年度中の最初の納付を行ったとき、伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて伯耆町産業課商工観光室へ提出
備考	次に該当する場合は補助対象外とする (1)遅延に伴って生じた利子 (2)町が他の制度により利子補給を行うもの又は町の預託により利率が低減されている融資の利子 (3)当初借入れから3年以内に借り換えを行った融資の利子 (4)鳥取県中小企業小口融資実施要領第4条に定められる通常利率と保証利率の料金区分①の率を合計した率以上の利率の融資の利子

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(リノベーション事業補助金)

施策概要

新たに町内の空き家や空き店舗などを利用して、創業を目指す方に店舗改装等に係る経費の補助を行います。

補助対象事業	創業等のため、商工会などの支援機関又は金融機関の支援を受け、創業計画又は事業計画これらに類する計画書を作成し、創業等の事業者として認定を受けた者
補助内容	・補助率1/2以内 ・上限100万円
補助対象経費	創業等のための空家等の改築、改装に係る経費
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(競争力強化支援事業補助金)

施策概要

商品・サービスの改良、パッケージデザイン等の開発、商品・サービスの信頼性や安全性の向上に寄与するソフト事業など競争力強化に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	特産品等開発支援事業補助金の対象になり得る商品・サービスに関する改良・汎用化、特許又は各種認証取得、コンテスト参加、アフターサービス制度の創設、パッケージデザイン及びパッケージの開発、商品・サービスの信頼性や安全性の向上に寄与するソフト事業、その他競争力の強化に要する経費の一部を補助
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限25万円 ■下限2万円
補助対象経費	商品・サービスの競争力強化に関係すると町長が認めた経費(食糧費を除く)
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(国・県等制度 利用支援事業補助金)

施策概要

国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業・新分野進出、商品開発、販路拡大、人材育成等を行う場合の経費を補助します。

補助対象事業	国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業、新分野進出、商品開発、販路開拓、人材育成等を行う町内の事業者で、その内容が町の産業振興に寄与できると認められる場合に、事業者負担額の一部を補助 (県の例: 県内企業海外チャレンジ支援事業、ものづくり基盤人材育成強化事業、知的財産・ベンチャー発掘支援事業、やる気のある企業支援事業、SOHOビジネスサポート事業、建設業新分野進出事業、とっとりオリジナル加工品づくり支援事業、その他町長が認める補助金制度)
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限50万円/年 ■下限5万円/年 ■事業期間は国・県等の制度に準ずる
補助対象経費	国・県等の補助金の対象となる経費
備考	■提出書類 ・国・県等へ提出した補助申請書類の写し及び補助事業として認定されたことが分かる書類の写し ・国・県等が交付した交付決定通知書、交付確定通知書の写し ・その他町長が定める書類 ■次に該当する場合は補助対象外 ・国・県の補助率が70%以上の場合 ・補助対象事業者として町外の企業等が参加している場合

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(市場開拓支援事業補助金)

施策概要

展示会、商談会、イベント等への出店、大都市圏での公告宣伝、インターネット販売などの販路拡大に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	特産品等開発支援事業補助金の対象になり得る商品・サービスに関する展示会・商談会・イベント等への出店、大都市圏での広告宣伝、海外への販路開拓、インターネット販売等新たな販売方法の確立など販路拡大に要する経費の一部を補助
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限25万円/年 ■下限2万円/年
補助対象経費	商品・サービスの市場開拓に関係すると町長が認めた経費(食糧費を除く)
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■事業完了時に、目標達成時状況が分かる書類及び消費者やバイヤー等の商品に関する評価調査報告書を提出すること

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(人材育成支援事業補助金)

施策概要

研修講師招へい、先進地視察等人材育成に要する経費に補助します。

補助対象事業	研修講師招へい、先進地視察等人材育成に要する経費の一部
補助内容	■補助率1/2以内 ■上限5万円 ■下限1万円 ■最長2年度間支援
補助対象経費	研修講師招聘に係る経費、先進地視察等人材育成に関する町長が認めた経費(食糧費除く)
備考	■提出書類 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業(特産品等開発支援事業補助金)

施策概要

新たな技術を利用した商品・サービス、伯耆町特有の資源を利用した商品・サービス、伯耆町のイメージアップが期待される商品・サービス等の開発に要する経費の補助を行います。

補助対象事業	町内で生産・製造を予定する商品で 「他に類例のない独自の商品」 「新たな技術を利用した商品」 「既存のものよりも高機能又は高品質の商品」 「商品の主たる原材料が町内で生産されたものを使用した商品」 「町特有の資源を利用した商品」 「町のイメージアップや伯耆ブランドの確立に寄与することが期待される商品」 のいずれかに該当する商品の開発に要する経費の一部を補助 ※商品を、サービス又は技術と読み替えることも可 (市場開拓支援事業補助金、競争力強化支援事業補助金も同様)
補助内容	・補助率1/2以内 ・上限100万円/年 ・下限10万円/年 ・最長2年度間支援 (ただし2年度目は、初年度の目標を達成していること)
補助対象経費	商品・サービスの開発に関係すると町長が認めた経費(食糧費を除く) ※需用調査、テスト販売、パッケージデザイン等の経費は可
備考	■補助の決定に当っては次の提出書類と面談による審査を行う。 ・事業計画書(目標設定が必要)又は同様な項目のある企画書 ・過去2年間の経営状況が分かる書類 ・その他町長が定める書類 ■補助事業完了時に目標達成状況がわかる書類を提出すること。

問合せ先

伯耆町 産業課商工観光室
TEL:0859-68-4211
FAX:0859-68-3866

詳しくはこちら

<http://www.houki-town.jp/>

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(起業・事業承継支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で起業を予定する者に対し補助金を交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 起業・事業承継した事業経営を補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2) 起業・事業承継した事業において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	2,000千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(異業種参入支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で異業種参入する者に対し補助金を交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 参入した業種での事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。 2) 参入した業種において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1) 調査研究費 2) 製品の販売拡大に係る経費 3) 建物の建築及び改修費 4) 構築物の設置及び改修費 5) 機械及び装置の購入費 6) 工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(新製品開発支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で新製品を開発する者に対し補助金を交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件</p> <p>1)開発した新製品の製造等を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>2)要綱第2条(6)エに該当する事業における提携先は、町内に事業拠点を置く事業者であること。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択)</p> <p>1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2)当該新製品において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	1,000千円	100千円	千円(端数切捨て)

※要綱第2条(6)ア～ウに該当する事業に係る補助金の額 上限500千円
要綱第2条(6)エに該当する事業に係る補助金の額 上限1,000千円

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(経営改善支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で経営改善をする者に対し補助金を交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1)補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額の増加を見込む。 2) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、事業の経営形態を個人経営から法人経営に変更する。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	1,000千円	100千円	千円 (端数切捨て)
			※1)、2)は上限500千円		

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(事業承継経営強化支援)

施策概要

事業承継のためにかかった経費を補助金として交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 鳥取県の「事業承継経営強化奨励金」の交付決定を受けていること。	事業承継を検討している町内中小企業が事業承継計画を策定したり、経営安定化・強化のために専門家コンサルタントを活用する経費。	左欄の補助対象経費の4分の1以内	100千円	20千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(法改正支援)

施策概要

日南町内において事業を営む又は営む予定の者で法律等が改正され、新たに規制等が制定されたために施設・設備の設置又は改修にかかった経費を補助金として交付します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 1)新たに制定された規制等に対応するための資産の導入又は改修等を行う。 2)現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。	1)調査研究費 2)製品の販売拡大に係る経費 3)建物の建築及び改修費 4)構築物の設置及び改修費 5)機械及び装置の購入費 6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	20千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(副業・兼業人材活用支援)

施策概要

自社の抱える経営課題を「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材を活用し解決を図る事業者に必要な経費を支援します。

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 1) 自社の抱える経営課題を「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材を活用し解決を図る事業者であり、3カ月以上雇用契約又は委託契約を締結すること。 2) 今後も継続して事業継続する意思のあるもの。	1) 「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材と雇用契約又は委託契約に係る費用。	左欄の補助対象経費の2分の1以内	300千円	7.5千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html

名称

【日南町】日南町チャレンジ企業支援事業(観光対策支援事業)

施策概要

観光客等を対象とした事業展開のために行う事業へ支援を行います。

対象者

下表に掲げる業種での事業を営む又は営む予定をする者で、次のいずれかに該当する者

- ①日南町内に事業拠点を置く事業者
- ②日南町内において補助事業実施年度の3月31日までに起業を予定する者

対象業種(日本標準産業分類に準拠)

項目	大分類	中分類(対象業種)
1	A 農業、林業	01 農業のうち野菜工場、観光農園に限る
2	D 建設業	全ての業種
3	E 製造業	全ての業種
4	G 情報通信業	全ての業種
5	I 卸売業、小売業	全ての業種
6	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
7	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
8	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く(ただし、804スポーツ施設提供業は対象とする)
9	O 教育、学習支援業	全ての業種
10	P 医療、福祉	全ての業種
11	R サービス業(他に分類されないもの)	次の業種とする 89 自動車整備業、90 機械等修理業

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択) 1)補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額の増加を見込む。 2) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	左欄の補助対象経費の2分の1以内	500千円	100千円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/sangyoshinko/1937.html

名称

【日南町】日南町小規模事業者経営改善資金利子補給金

施策概要

マル経融資を受けた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

補助対象経費	平成29年4月1日以降に納付した利子額。
補助対象期間	前条の期間内で、利子が発生した時から3年間を上限。
補助金の額	当該年度の1月1日から12月31日までに金融機関に納付した利子額(延滞に係るものを除く)の2分の1以内。但し100円未満は切り捨て。
申込	当該年度の1月末日までに、日南町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書に必要書類を添えて日南町商工会を經由し提出する。

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<https://www.town.nichinan.lg.jp/index.html>

名称

【日南町】日南町企業立地奨励条例

施策概要

日南町内に工場又は事業所の新設又は増設等企業規模を拡大する者に対し奨励措置を行います。

区分	事業内容	奨励措置
第1 工場等の 新設又は 増設	(1) 製造業 投下資本額 5,000万円以上 常時雇用 3人以上 (2) 自然科学研究所 ソフトウェア業 デザイン業 機械設計業 研究開発型事業 その他本町における産業の振興が図られると町長が認めるもの 投下資本額 2,000万円以上 常時雇用 2人以上 (3) 増設による雇用拡大 上記(1)若しくは(2)に該当し、工場等の増設により1年以内に既存従業員数を50%又は3人以上増員する計画があること。	1) 新增設部分に係る固定資産税相当額の補助金交付又は同税免除 2) 期間: 同税が最初に賦課された年度から3力年間。ただし、町長が必要と認めた場合は2力年以内の範囲で延長する。
第2 工場用住 宅の新設	社宅に類する社有のもの	1) 住宅に係る固定資産税相当額の補助金交付又は同税免除 2) 期間: 同税が最初に賦課された年度から5力年間
第3 工場等の 土地取得	表第1の事業内容に該当し、土地取得後3年以内に工場等の操業を開始するもの。 ただし、町内からの工場等の移転に伴う場合を除く。	取得した土地の購入価格の補助金の交付 ただし、土地購入価格の50%以内、補助金上限2,000万円
第4 工場等の 用地確保	表第1の事業内容に該当し、工場等の操業開始以後の用地賃借料。 ただし、町内からの工場等の移転に伴う場合を除く。	賃貸料の50%以内 5年間(上限年20万円以内)の補助金
第5 施設等の 貸与	設備投資額 1,000万円以上 常時雇用 3人以上	1) 町有にかかる工場建物及び土地を、期間と使用料を定めて貸与する。 2) 貸与期間: 20年以内とし更新することができる。 3) 使用料: 土地原価、建物償却費などを考慮して定める。
第6 公共施設 の便宜供 与	○公共水道 ○道路 ○下排水路 ○情報通信設備	○町水道よりの供給 ○工場用地までの進入道路新設 ○用地交渉等の協力 ○情報通信設備の整備

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL: 0859-82-1115

詳しくはこちら

<https://www.town.nichinan.lg.jp/index.html>

名称

【日南町】日南町社員住宅改修費補助金

施策概要

町内の空き家などを従業員用の社宅として活用するために要する経費を補助します。

補助対象事業	雇用促進を目的として、民間事業者が町内に社宅として新築、増改築に限らず住居を整備し従業員へ提供する事業。
補助対象経費	町内に事業所のある施工業者を利用し、事業者が所有している建物を増改築又は新築した場合や空き家を購入又は賃借し、建物を改修する経費。
補助額(補助率)	上限100万円 補助対象経費の2分の1以内 総工事費20万円以上 補助金額は1,000円未満を切り捨てとする
申込	工事着工までに日南町社員住宅改修費補助金交付申請書に必要書類を添えて日南町地域づくり推進課課まで提出。 工事着工後の申請は無効です。
備考	補助金の交付を受けた年度の属する年度から3年度にわたり、社員住宅への入居者名簿等の報告書が必要です。

問合せ先

日南町 地域づくり推進課 TEL:0859-82-1115

詳しくはこちら

<https://www.town.nichinan.lg.jp/index.html>

名称

【日野町】日野町創業等支援事業補助金（起業支援・異業種参入）

施策概要

日野町内において事業を営む又は営む予定の者で起業、異業種参入を予定する者に対し、補助金を交付します。

【対象業種】

大分類	中分類(対象業種)
1. 農業、林業	農業(植物工場(施設内で野菜等の育成に必要な環境を、照明や空調、溶液供給等により人工的に制御し、季節を問わず連続的に生産可能な栽培施設)において行われるものに限る。)
2. 製造業	全ての業種
3. 情報通信業	全ての業種
4. 卸売業、小売業	無店舗小売店を除く
5. 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
6. 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
7. 生活関連サービス業	娯楽業を除く(ただし、スポーツ施設提供業は対象とする)
8. 教育、学習支援業	全ての業種
9. 医療・福祉	全ての業種
10. サービス業 (他に分類されないもの)	自動車整備業、機械等修理業

上記1から10に定める対象業種であっても、次に定める業種は対象外とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第1項各号に定める営業及び同法第2条第5項各号に規定する性風俗関連特殊営業、同法第2条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可若しくは届け出が必要な営業
(2) 易断所、観相業
(3) 競輪、競馬等の競走場、競技団
(4) 芸妓業、芸妓あっせん業
(5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6) 興信所(もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等行うものに限る。)
(7) 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)

【事業内容】

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額	
			上限額	単位
○必須要件 起業した事業経営又は異業種参入した事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。	1) 調査研究費 2) 製品の販売拡大に係る経費 3) 建物の建築及び改修費 4) 構築物の設置及び改修費 5) 機械及び装置の購入費 6) 工具、器具及び備品の購入費	左欄の補助対象経費の2分の1以下	50万円	千円 (端数切捨て)

問合せ先

日野町役場 産業振興課
TEL:0859-72-2101
FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

<http://www.town.hino.tottori.jp/dd.aspx>

名称

【日野町】工場等の新增設を奨励

施策概要

日野町内に工場を新設または増設する企業に奨励金を交付します。

奨励金の額

当該工場に使用する固定資産に対して賦課された固定資産税の額を限度とする

交付期間

事業開始後3カ年を限度とする。

交付申請手続

奨励金の交付を受けようとするものは、事業開始の日から2ヶ月以内に次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場の所在地
- (2) 主たる事務所又は営業所の所在地
- (3) 事業主体の名称(法人は定款及び登記簿本添付)及びその代表者
- (4) 事業計画の概要及び事業種目
- (5) 設備資金額
- (6) 常時使用する従業員数
- (7) 事業用土地建物の面積及び償却資産の種目数量
- (8) 事業開始の年月日

問合せ先

日野町役場 産業振興課
TEL:0859-72-2101
FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

<http://www.town.hino.tottori.jp/dd.aspx>

名称

【日野町】日野町商品力魅力アップ支援事業

施策概要

商品の魅力アップを図ることや、新たな商品づくりを支援することで収益を向上することを目的に行う。

- ①商品の意匠、包装及びホームページその他の宣伝材料の改良等に要する経費の補助。
- ②新しい商品の開発に要する経費の補助。

対象事業

- ①商品の意匠法に規定する商品等のデザインの総体、商品を封入する袋、包装紙、箱等、インターネット上に展開するウェブサイト及びソーシャルネットワークサービス、商品の販売用促進印刷物並びに販売促進用配布物等の改良等。
- ②町内の商工業者及び農林業者等が生産、製造する新商品開発に係る外注費、原材料費、サンプル製作費、宣伝材料の製作費等。

補助内容

補助率 対象経費2/3以内。

補助額 ①上限20万円②上限50万円

補助金対象者 1年度中に1事業者に対し1回に限るものとする。

問合せ先

日野町役場 産業振興課

TEL:0859-72-2101

FAX:0859-72-1484

詳しくはこちら

<http://www.town.hino.tottori.jp/dd.aspx>

名称

【江府町】江府町チャレンジ支援事業補助金

施策概要

江府町内で起業、異業種参入、新規商品開発、事業承継、事業の改善等をしようとする事業者を支援するために補助金を交付します。

<補助対象経費>

調査研究、製品の販売拡大、建物の設置及び改修、機械及び装置の購入、工具・器具及び備品の購入、新製品の開発、特産品の開発、事業承継、経営革新等に係る経費

<補助率>

中小事業者 補助対象経費の1/2

小規模事業者 補助対象経費の2/3

<補助金の額>

上限30万円 下限額5万円（創業支援については上限50万円）

【補助金交付の流れ】



問合せ先

江府町産業建設課
TEL:0859-75-6610
FAX:0859-75-3455

詳しくはこちら

<https://www.town-kofu.jp/2/1/6/14-copy/e100/>

名称

【江府町】小規模事業者経営改善資金融資利子補給

施策概要

江府町商工会会長からの推薦を受け、マル経融資を借り入れた町内の業者の当該融資に係る利子に対し、その一部を補助金として交付します。

<対象経費>

利子補給金の対象経費は、平成27年4月1日以降に融資を受けた経費の利子額。

<対象期間>

原則、利子補給開始月の初日から起算して36月を限度とする。

<利子補給金の額>

株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額の2分の1に相当(1,000円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨て)する額。ただし、当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

<交付申請>

必要な書類を添えて、江府町商工会を經由し町長へ提出するものとする。

問合せ先

江府町産業建設課
TEL:0859-75-6610 FAX:0859-75-3455

詳しくはこちら

<https://www.town-kofu.jp/2/1/6/14-copy/q173/>

名称

【江府町】江府町工場設置奨励条例

施策概要

江府町内に工場を新設し、又は事業中の既存工場を拡充し、若しくは休止工場で事業を開始するものに対し奨励金を交付します。

奨励金の額

当該工場(拡充の場合はその増加分)に対してその年度に賦課された固定資産税相当額を限度とする。

奨励金の交付期間

最初に固定資産税が賦課された年度から3年間とする。

申請手続き

奨励金の交付を受けようとする者は、事業開始又は拡充の日から1ヶ月以内に江府町工場設置奨励金交付申請書を町長に提出しなければならない。

問合せ先

江府町産業建設課
TEL:0859-75-6610 FAX:0859-75-3455

江府町ホームページ↓
<http://www.town-kofu.jp/>
(詳細は江府町工場設置奨励条例に掲載)

詳しくはこちら

http://www.town-kofu.jp/reiki/reiki_honbun/m039RG00000330.html#I000000000